

第33回平成22年9月与謝野町議会定例会会議録(第8号)

招集年月日 平成22年9月27日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時04分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第 90号 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑)

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

9月1日から始まりました議会もいよいよ月末に近くなってまいりました。

本日から21年度の決算の認定に向けての質疑が始まるわけですが、ここで皆さんにちょっとお願いをしておきたいというふうに思います。

質疑につきましては、質疑に関連する意味もおいて、できるだけ決算書、それから、参考資料においてもページ数を示していただきながら質問をしていただければ、ありがたいというふうに思っております。

それから、あとテレビを見ている皆さんから、なかなか声が聞こえにくいというような注文も参っておりますので、できるだけ大きな声が質問をしていただき、また、町民の皆さんにわかりやすいような質疑、答弁をお願いしたいというふうに、冒頭に皆さん方をお願いをしておきます。なお、彼岸も過ぎて大分涼しくなってきました。クールビズ、ずっと続けておりましたけれども、今月いっぱいをもって、10月1日からは行政の方々も、もうクールビズ廃止ということですので、我々議場においても、そういう服装で出席をしていただきますようお願いをしておきます。どうぞよろしくお祈りします。

マイクについては、過去にいろいろと研究をされたようですが、なかなか今のところ解決策が見つからないというのが現状のようです。ただ、もう一度、電気屋とも相談をしながら、よい方向で改良ができるように努力をしたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思っております。

日程第1 議案第90号 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) おはようございます。

それでは、21年度の決算につきまして、第1回目の質問を行いたいと思っております。

21年度がスタートをしました昨年の春の段階を思い返してみますと、町長の最後の年ということでございまして、非常に厳しいということで当初予算100億480万円でスタートをいたしたいと思っております。特に行政改革2年目として非常な決意で、この期に当たられたと、こういうふうに思っておりますけれども、この決算を迎えてみますと、歳入138億20万3,000円、歳出135億4,261万4,000円、差し引き2億5,758万8,000円、繰越すべき額を差し引いた実質収支の額は1億8,024万2,000円の黒字ということで、健全経営を維持しつつ行政改革大綱で目標とされました経常収支におきまして

も90%、4年も早く到達をできたということは、特に高く評価をすべきではないかと、このように思っております。この理由は、国の経済対策が、矢継ぎ早に打たれた、このこともありますし、人件費や物件費の抑制の効果が大きい、加えて経常収支比率が5%下がったことで約7億円に近い金が自由に使えると、こういうことになったと、このように思っております、その結果、地域経済を大きく刺激しましたCATVにいたしましても、あるいは住宅改修助成制度や地域コミュニティバスひまわり、特に、また、失業中の方々への緊急対策、あるいは雇用を維持するための企業への施策、こういったものまで目配りがされたと、こういうふうに考えております。

今、地方自治体の仕事は大きく変化をしてくまして、現在の状況は大きな・・・にかかっているのではないかなと、こういうふう書いてある新聞もございます。町長としては、この1期目、最後の21年度という年につくしまして、どのような評価をされておられるのか、まず、ここからお伺いをしたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

勢旗議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今、議員がるるおっしゃったように、本当に21年度を迎えますときには経済的にも非常に厳しい状況であろうというふうに思っておりましたが、国のいろいろな経済的な対策等々によりまして、本当に大きな懸案の事項でありましたCATV、また、コミュニティバスの巡行、そして、住宅改修等々、本当に皆さんの生活に密着した、そうした大きな事業をなし遂げることができましたし、それには町民の皆さんのいろいろな協力があったということ。また、職員の給与カットもしておりましたので、そうした中では非常に職員の協力等もあったというふうに感謝しております。いろいろな意味で、思った計画が一定の財源を確保しながら、すべて、そうしたものに組み合わせたということは非常に、ある意味、幸運であったというふうに思いますし、また、ある意味で将来の鑑みますと、それによります今後の影響ということも大いに考えなければならぬことであろうかというふうに思っております。

しかし、前段、申し上げましたように、推進すべきことを推進できましたことについては、今回の21年度決算におきましては、本当に大きな、町にとりましても、また、私自身にとりましても、4年目の締めをするための、する意味では大きな意義を持つ決算であったというふうに考えております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、町長、答弁ありましたように、私はある面、非常にラッキーといいますが、太田町長というのは幸運であったなど、こういうふうに思っておりますが、そうした中で懸案事項が多く進められた。このことについては、これは評価をしなければならぬと思っておりますが、次に、区長さんに、いろいろお世話になっているんですが、その関係について若干お尋ねをしたいと思っております。

区長さん方は、何とか区をよくしたいと、こういう思いの中で、一生懸命ご苦勞になっておられて、資料の中にもございますように、自治振興資金の申請状況を見ても非常に事業費規模で2,440万円ということで、地域のいろいろな事業への取り組みが進められてきました。特に区長さんには調整連絡員という大きな役割もあるわけでございまして、その辺のことにつきまして区長さん方に町長の思いというのを、ちょっと聞かせてほしいなど、このように思っております。

す。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり地域の活性化にとりましては、本当に区長さん方のお力というのは大きいものがあるというふうに思いますし、地域のコミュニティを構築していく上で区長さんを初め、また、地区の、それぞれの公民館の活動等々を中心にしながら各地区の、地域の、そうした活性化のために大きなお力をお借りしたということ、これも本当に町の行政を進めます上で大きなお力になっていただいているというふうに、日ごろより感謝しているところでございます。

今後におきましても、町のほうも公民館のモデル事業等々を推進する中で、本当に町行政の小間使というふうなとらえ方ではなしに、やはりその地域地域が自主的に自立した格好で、いろいろな事業を、また、地区の活性化のために知恵を出し合い、力を出し合ってやっていただいているということにつきましては、今後におきましても町も応援させていただきたいというふうに思っております。

そうした、それぞれの3町の町の、いろいろな成り立ちや、あるいは区の組織の違い等々はございましたけれども、連絡協議会という形で区長さんらがお力を合わせていただいて、できたことが、本当に町の大きな力になっているというふうに考えております。今後におきましても、ぜひ各区の要望等を上げていただきまして、町としてもでき得る限りの応援をしてみたいというふうに考えております。

それと、みずから府のほうの府営事業等にかかわりますのに手を挙げていただいたり、あるいは地域力再生の事業等にも手を挙げていただいたり、本当に活発に積極的な、そうした各区のご努力もあったものというふうに思っております。今後におきましても、よろしく願いが申し上げたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 先日も、あるイベントで数人の区長さんとお話する機会があったわけですが、ちょうどことし22年度でございますが、これ民生委員さんの改選がございまして、区長が今、一番困るとするのは民生委員さんをお願いをせないかんということ。もう一つに町政懇談会、町長に来ていただくわけですが、町長に来ていただくこうと思うと、やはりある程度の人に寄ってほしいと、こういう思いで、これにかなり力を注がんと、こういう区長さんもございまして、町政懇談会、民主主義の原点みたいなところがありますし、それから、町長が直接行って、区民の皆さんに久しく、そういうお話をされると、これはこれで評価をするわけですが、いま少し、このやり方について、もう少し考えてみる必要があるのではないかなと、こういうご意見をいただいております。そのところは町長、きょうまでずっと、町長を続けてこられて、この今までの、それぞれの意見の出ぐあい、もちろんこの中には、大きな町の施策になった部分もございまして、また、あるいは町長が思っておられないようなことで、ああこれは非常にいい意見だなと、こう言って取り上げられた意見もあると思うんですが、しかし、ある意見としては、ちょっとこの町政懇談会を見直してもらおうという必要はないのかなと、こういう意見がございまして。そのことをまず、お尋ねします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町政懇談会が、そういうふうに関区の区長さん方にお世話になってさせていただいておりますけれども、それが大きな負担になっているとは、もうあまり私自身は感じていなかった部分でございます。区によりましたら、そうしたことなしに、こちらからお知らせする分だけ来ていただける方だけという、そういう形で進めさせて、今までも、旧町の時代は、そういう形で行っていましたので、それがずっと続けているわけですが、あまり大きな負担になっているのであれば、やり方を考える必要もあろうかというふうに思います。

ただ、町にとりまして、常に聞けないいろいろな個々の地域の課題等も、その中で出てまいりますので、一体、各町民の皆さんが、どのように考えておられるのか、また、そのそれぞれの地区の課題、具体的な中身につきましては、やはり出かけていかせていただいて、お話を聞かせていただくと。ただ単に区からの要望を上げてくださるのではなしに、そういう意味では町政を進めていく上で本当に大きな力、あるいは参考にさせていただいております。確かに24区、町の職員も大変だというふうに思いますけれども、これをやった、やはり目的は、できるだけ多くの町民の皆さんと、いろいろな課題について同じ土俵で意見をかわしながら、ときには激しい論争を起こすこともあるでしょうし、また、いろいろな要望を直接聞かせていただく、通り一遍の内容ではなしに、一つ一つの中身について詳しく聞かせていただける。そして、それをまた、担当課のみならず、町全体の問題として課長が出席させていただく中で、それぞれが受けとめる、そうした大事な機会だというふうに思っております。

やり方を考えるといいましても、なかなか難しい部分があるかと思っておりますけれども、今、なかなかお話を聞けていない世代、あるいは女性等のお話も聞かせていただきたいと思っておりますので、それらについて工夫を凝らす必要があるかというふうに思っております。今後につきまして、どういう形になるかはわかりませんが、一つのご意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今までは町政懇談会に、どういう要望が出て、どのぐらい見えたかな、このことが一つのバロメーターになったと思うんですけれども、やはりこういった意見も、それぞれお持ちの方もいるということで、ぜひ、これらのご検討をいただきたいと、このように思っております。

次、副町長にお伺いをいたします。いま一度、私も確認をしておきたいと思っておりますが、私、6月ですか、入札の関係についてお伺いをいたしました。その中で、いわゆる21年度の入札の結果につきまして73%がくじ引きでやる。これはこれでいいんですが、副町長は現在のシステムはベストではあるけれども、ベターではないと、こういうお話だったと思うんですが、そこで、反対か。ベターではあるんだけど、ベストかどうかという話があったと思うんですが、そこで、その最低制限価格と同じ方が何名かあるということについては、それはそれぞれが、業者の方が算出をされて、そして、それぞれ内訳表をつけて出された結果でありますので、このことについては、最低制限価格に抵触するものではない。あるいは、そのことに左右されているものではないと、こういうお考えだったんですが、そういうことでよろしかったでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員がお尋ねのように、確かに最近はAクラス、Bクラス、Cクラス、それ

それぞれのランク、結構、最低制限価格、すなわち同価格での抽せんという事例がふえてまいりました。逆に申しますと、それだけ経済状況が非常に厳しいということが言えるんだと思いますが、そのような中で抽せんの実例が多いわけですけれども、従来から申し上げていますように、国の考え方をベースにしました最低制限価格の設定方式をとりまして、そして、議員も言われましたように、なかなか業界の方からも、いろいろなお声も聞いていますし、従来からお答えしていますように、今の方式、今の現状必ずしもいいことではないという問題意識は持っております。指名委員会を開くたびに、そういった議論もいたしておりますが、なかなか今の方式にかわる妙案がないということで、22年度も今のところは従来の方法を踏襲しております。聞きますと、総合評価方式であるとか、あるいは、町の懸案として電子入札の問題もありますし、いろいろな課題が指名委員会でありますけれども、今の段階では引き続き検討はいたしておりますが、今の方式でやらせていただきたいと。そして、できる限り町内で経済が循環できますようにということを考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私がお尋ねを今からしようと思っておりますのは、私のところへ、こういう情報ということでお届けいただきましたので、少し事実関係をはっきりしておきたいと、こういうふうに思っております。まず、いわゆる現在の方法、ただいま聞きましたように予定価格、最低制限価格が事前公表されまして、参加をされる方は、それぞれ内訳表を、金額を算出して内訳表をつけて、そして入札会に臨まれる、それが必要なことだと思っておるんですが、21年度の、ある工事におきまして、いわゆる町側に計算の誤りがあったと、したがって、二重提示をしていた箇所が判明をしたので、実質的に最低制限価格を引き下げる。したがって、その業者のほうにも、この価格を下げてくださいと、そういう要請をされて、そして、変更契約の手続を求められたと、こういう事実をお聞きをしたわけですが、そういうことがあったのかどうか、本当に、お伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のお尋ねなんですけど、21年度の入札の中で、今、議員が指摘をされたような事例、ちょっと個々の案件、詳細によく覚えておりませんので、後ほどまた、お答えをさせていただきますと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は、この最低制限価格は、これが誤りがあるということは思ってもいなかったもので、今回、そういう話を聞きまして、非常に奇異に感じましたのと同時に、やっぱり何人かの方がチェックされておるわけですが、やはりなかなか見れていないんだなということと、それから、通常、人はそれぞれミスを犯すということが前提になっているんですけれども、ぜひ、調査をいただきまして、後ほど結構ですので、きちんと回答をいただきたいと、このように思っております。

それでは、次の質問に入ります。農林課長と建設課長にお尋ねをいたします。現時点で町が買収をした土地で登記が完了していない土地、これの筆数というのはどのくらいありますか。大体の数字を教えてください。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

すべては全部、調べ切れておりませんが、加悦のほうで昭和40年代から50年代にかけてまして、大体、約300件ぐらいあったというふうに記憶をさせていただいております。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。ちょっと詳しい資料を持ち合わせておりませんが、随分、昔のケースの場合で、まだ、登記が完了していない案件はあるのではないかとというふうに認識しております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、農林課長、もうひとつはつきりしないということなんですが、課長の頭の中、建設課長もですけども、いわゆる買収の契約は完了しているのだが、まだ、買収費の支払いができていないと、そういうものが過年度分でございますか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。それは21年度というふうなことで、よろしいのでしょうか。

15番（勢旗 毅） はい、そうです。

建設課長（西原正樹） 21年度ではございません。ただ、用地買収等、例えば物件移転と一緒に契約をしておるというふうな場合がございます。その場合につきましては、登記は既に、登記が終わらんとお金の支払いができませんので、そういうふうな格好にさせてもらっておりますけれども、ただ、物件の関係につきましては、すべて全部撤去しないと100%払うことができません。ただ、どうしても新しい家を新築をされるというふうな場合につきましては、前金という格好で準備金をお渡しをさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それは、そんなに長い期間ということはないですね。一、二年ということに理解したらよろしいですね。

それでは具体的に建設課長にお尋ねをいたします。21年度で道路用地として買収をされ、所有権移転も完了した用地があります。これは平成11年に旧加悦町がバイパスへの緊急連絡道とするために京都府に要請をして、京都府は橋をかけ、ここに連絡道として集落で供用されてきたものであると、このように認識をしておりますが、私は今回、建設課長がとられた処置を非常に英断だと、課長がようやくしてくれたなと思う反面、本当にこれで大丈夫なのかなと、問題はないのかなと、こういうふうに感じましたので、この経過について、課長、お願いできませんか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。場所につきましては、府道の加悦但東線の椿資料館に入る手前のところだというふうに認識をさせていただいております。その部分につきましては、平成7年度からずっと、あの辺の買収が始まりまして、工事が行われました。奥滝の集落の部分につきましては、新しいバイパスというふうなことで、現町道の奥滝線が、昔は府道でございました。そこを拡幅するということが非常に難しいというふうなことから、新しいバイパスをつくられたというふうに思っております。その新しいバイパスにつなぐ連絡道として京都府のほうで、当然、上流側に行きますと橋をかけなければならないというふうなことから、橋



のかけかえをするために河川の改修工事をされたというふうに記憶をしております、その河川の改修によりまして従来あった橋梁の部分がなくなったということで、京都府のほうの町の専用をさせてもらうというふうな条件でかけたというふうに認識をしております。ただ、その先の道路の部分につきましては、私も用地買収が終わっておるというふうに認識をしておりましたけれども、調べてみると終わっていないというふうな状況でございました。そのことにつきましては、昨年の4月だったというふうに記憶をしておりますけれども、3月に防災訓練がございまして、そのときに、その道路の部分が未買収だというふうなことで、地元の人が通れないというふうなことが起きました。私は、そういうふうなことをお聞きしましたので、調べてみると未買収だということでございましたので、橋の専用は、じゃあどうなっているのかというふうなことで調査をしますと、町が専用物件として5年に1回、更新をしておるというふうなことを受けましたので、当時、もう道がついてしまっておるというふうな状況であったわけですが、改めて、その部分につきましては、きちんと登記をするべきだということで用地買収をさせていただきました。

現在は、だれが通ってもよい道と、特にその地域の部分につきましては、台風23号のときに相当ひどいことを、地域がやられましたので、バイパスに早いこと出たいというふうな思いが出てきますと、どうしても今の、この道路を使って府道のほうに逃げていくというふうなことをしなければならぬだろうというふうなことから、町のほうで用地買収をさせていただいたというふうな経過でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 課長が起案されている文書を見ますと、課長が、この買収の必要性については、十分必要性があると、こうおっしゃっておるんですが、いわゆる、この取得の有無ということについては、全く起案の中では触れていないんですね。いわゆる当時どうだったか、課長の起案文書では登記が個人のままになっているということと、それから地域でも困っているの、何とかしてほしいと、そう言われたから買収をするんだと、こういうことで買収をされるということで、その金額は50万円余りだと、こういうふうに見ておりますけれども、こういうケースというのは、本当にレアなケースだと思うんですが、今回のように、相当経過をしてから、しかし、売買契約もはっきりしない。そういう場合でも所有者から申し入れがあったら登記は、そして、登記は所有者のままである。こういう場合に、契約書がないというのは非常に困るケースが起きると思っておりますけれども、これについては、課長、どう考えられるかということと。それから、もう1点は、この買収に当たって、その辺の経過を十分調査をされたのかなと、こういうふうに思っております。そこところは、どうでしょう。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 2点につきましてお答えをしたいというふうに思います。この経過につきましては、平成11年から12年だったというふうに記憶をしております、私も、このときに、この担当ではございませんでした。しかし、過去の経過、特に京都府さんのほうが、そういった経過をお持ちでございましたので、それらにつきましても見せていただきました。町のほうには、この資料が残ってございませんでしたので、京都府のほうの資料を見せていただいたというふうな経過でございます。

ただ、今の用地の件につきまして、確かに、その当時の買収について、いろんな経過があったというふうには聞かせていただいております。ただ、本来は、そこに道路をつくった時点で、私は用地買収をするべきだったと、そういうふうに思っております。そのことがなかったために、この平成12年から10年間、地域のほうではいろいろともめごとがあったというふうに聞かせていただいております。このことについては、その記憶がある段階で、その記憶を持っている職員が、そういうふうな結果のことをきちんとしておかないと、後生では処理ができないだろうというふうに判断をさせていただきまして、今回、用地買収をさせていただいたというふうなことでございます。

それから、すべての、そういう場所の部分について、するのかどうかということでございます。それはいろんな条件、状況を見ながら把握していくべきだろうというふうに思っております。一概に、こうだからこうだというふうなことは言えないというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は、この問題が出てきたのは、一つには平成11年から10年余りたっておるんですが、その間、むしろ買収をする必要がなかったのではないかなと、こういうふうに、私は思えるわけです。例えば、課長の起案を見ますと橋梁の明示や道路敷地がはっきりしていないと、こうおっしゃっておるわけですが、橋梁は京都府がかけられたものですね、課長、おっしゃったように、これはもうはっきりしておるわけですし、そのところあたりを考えてみますと、本当にどうなのかなと。それでほかの用地は、平成12年、全部これもう登記が完了しているわけなんですね。これだけ残っている。むしろ残る理由があったのではないかなと、こういうふうに思っております。そこで、副町長にお伺いをいたしたいと思っております。

今、建設課長が申しましたように、平成11年、あるいは平成7年のことになるんですけども、この平成11年7月に京都府と旧加悦町ですね、これと土地の所有者という方を含めて協議をされております。

このときのまとめとしては、農道橋として復旧をすると、農道であるためにバイパスにタッチをさせて、通り抜けできるようにすると。ただし、以前からそうであったように、底地は所有者のままであり、用地買収は行わない。それから、専用手続は町が行い、専用料は取らない。農道はだれでも通行できる道である。農道の設置については地元役員にも説明と、このような経過だと、私は見ておまして、したがって、京都府は平成12年3月に道路新設工事の附帯工事として、これを発注をし、橋梁護岸、農道を完成をさせてもらっているわけです。旧加悦町は平成12年9月25日に専用申請を京都府にしております。この橋の完了した後、平成12年11月15日に、この工事に係る受領書を町は京都府に提出して、引き継ぎの協議を完了している。今回の買収につきまして、10年以上たってから買い取りを請求ができるのかなと、私は思うんですが、そしてまた、もう1点、指摘を受けておりますのは、いわゆる価格が非常に高いのではないかなと、当時に比べて価格が、今、土地の価格が大幅に下落しておりますから、そういうものにまで、先にさかのぼって買収をすることが正しいのかどうかと、そういう意見を言われておまして、例えば、今、10アール当たり町内の農地は50万円弱なんですね、だと言われております。

したがって、これが300万円以上ということになりますと、いかがなものかなというふうな

気がするんですが、その辺につきましては、副町長は、どのようなお考えでございましょう。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 担当課長ではありませんので、詳しい経過なりは申し上げることはできませんけれども、先ほど来、建設課長がお答えしてますように、防災訓練のときに、そういった事実を把握して、その後、話を進めて買収をしたということでありまして、私も決裁書類が回ってきたのは記憶をいたしておりますが、決して高い価格で買収という印象は持っておりませんので、適正な価格で買収をさせていただいたという認識を持っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、もう時間がございませんので、まことに恐縮でございますが、代表監査委員さんに一つお伺いをしたいと思っております。

おおよそすべてのことには時効ということがございまして、民法だと大体、他人のものを自分のものだと思って使っていても、10年、あるいは20年で私どものものになると、こういうこともございますので、いわゆる仮に民間人の方が、町が買収している場合であっても当然、請求できる権利というのがあるんですけども、その期間が一体いつというふうに、時効というものが当然あると。例えば、私が税金を払っていても、10年分返してくれと、そういうことは実際にならないわけございまして、と思うんですが、その点が1点と。

それから、今回のように、いわゆる価格が大幅に下がった場合ですね、土地の。その場合、ここに、価格を設定をするのが正しいと思いませんか。この2点について代表監査委員、ご見解がありましたらお願いします。

議 長（井田義之） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） お答えいたします。ただいま法律の解釈について、お尋ねでございましたが、私は法律の解釈について、特に民法なり、そういうものについての解釈はいたしかねるものでございます。

ただ、地方財政法ですとか、地方自治法ですとか、地方公務員法ですとか、そういうものについては一応、役場内に事務を執行する、そういったものがございまして、それなりに理解をしておる範囲でお答えできると思っておりますが、司法当局に一つお尋ねいただきたいように思っております。

それから、価格の面であります。これはやはり、私は時価で取り引きをすべきじゃないかなというように思っております。これは、例えば、買収なんかにかかる場合の判断でございまして、そのように思います。

1 5 番（勢旗 毅） はい、ありがとうございました。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、平成21年度決算につきまして質問をさせていただきます。

まず、冒頭に21年度の行政改革の実績についてお伺いをいたします。この資料によりますと、平成21年度の目標と実績ということでございまして、目標が2億7,800万円、実績が2億8,100万円と、全体の目標達成率は101.1%というふうな数字が出ています。これを見ていると、一番大きな金額、実績は一番の職員数の削減と給与の抑制でございまして、一般職の

給料を3%抑制、町長、副町長、教育長の給料5%抑制、管理職手当を20%、この部分で1億1,200万円という実績ができています。こういった、また、公共施設の統廃合と民間委託、事務事業の縮小、また、自助、共助の促進、特別会計、企業会計の対策、歳入の確保というふうに項目があるわけですが、この実績につきまして、まず、町長のほうから評価、また、今後の課題等につきまして、ご答弁願いたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今回の21年度の行政改革の計画等につきましては、ある程度、計画どおりの執行をさせていただいたのではないかとというふうに考えております。数値的には目標としました数値を大きく上回るといいますか、下回るといいますか、それぞれに達成をしているのではないかなというふうに思っております。それぞれの中身につきましては、この議会の中でもご議論いただくところになるかと思えますけれども、おおむね大綱を作成をしました当時と比較いたしまして、その達成度は上がっているのではないかとというふうに考えております。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、おおむね計画どおりであるということでございます。それでは、その中でまず、1点、今後の課題といたしますか、今後の見通しでございますが、この町職員の給与の、いわゆる適正化という言葉を使っているわけですが、現実には給与がダウンしていると、こういった点につきましては、見通しとしましては、今後、このような3%、5%、20%というふうな数字は維持されていくのかどうか、今後の見通しにつきましてお願いいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 平成22年度におきましては、しておりません。また、職員の数が減るということにつきましては、給与の高い職員がやめておりますので、人数が、たとえ同数入ったとしても、前年に比べては低いということに、結果的にはなるということですが、その中で職員数についても抑えておりますので、その差というのが大きいのではないかとというふうに思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 職員給与の質問が悪かったです。この管理職手当等につきましては、どのようにお考えでございましょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 管理職手当も復帰しておりますといえますか、元へ戻っております。

13番（赤松孝一） 戻しておられるんですか。はい、わかりました。

町長（太田貴美） はい。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 次に、公共施設の統廃合と民間委託という件でございますが、この中に野田川庁舎の機能を縮小すると、北庁舎を除き、機能を他の庁舎移転という項目がございます。

それから、もう1点、国保診療所の指定管理者制度への移行という件もございます。この件につきまして、去年1年間は、どのような検討がなされたり、また、どのような実績があるのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。まず、庁舎の統廃合問題でございます。野田川

庁舎の機能縮小をしていくという行革の、この大綱をつくった時点では、3庁舎をまず2庁舎にして、そして、最終的には総合庁舎にしていこうという計画でございました。しかし、ワーキングチーム等のお話もさせていただいておるわけですが、3庁舎を2庁舎に、それから1庁舎にと、2庁舎にするにいたしましてもコンピューターの移転ですとか、相当な経費がかかります。そういったことよりも、そういったところも省いて1庁舎にしてしまったほうがいいんじゃないかなというようなワーキングチームの報告がございますので、現在は、その行革大綱では、そういうふうに書かせていただいておりますけれども、どういたしますか、3庁舎を2庁舎といたしますのよりも、そちらの方向で現在、検討を進めさせていただいておるということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

それから、国保診療所の関係でございますけれども、これにつきましては、現在、2人の先生にお世話になっております。この診療所の問題につきましても解決していかなければならない問題だろうというふうに思っております。石川地域の皆さん方のいろいろな要望もあるわけですが、こういった状況を、どのように改善していくのかということについて、現在、協議をしておりますけれども、最終的に、じゃあこのようにしていこうというところまで、また、まとめ切れていないという状況でございます。現在、検討をさせていただいているということでご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 次に、事務事業の縮小と資源の集中という、たくさんの、これ項目がございますが、この中で7,500万円の実績が上がったというふうな報告をいただいているわけですが、主にどのような点を見直されたのか、特徴的なことをご報告いただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。事務事業の縮小と資源の集中ということで、約7,500万円の節減額を出させていただいております。その中で一番大きいのがコンピューター関係でございます。保守とライセンスの見直しをやっていこうということで、例えば、何年間のリースというのも、それですすぐ買えるのではなしに、もう少しもつんじゃないかなというようなことで延ばしたりして、節減しておりますし、それから保守についても見直しをさせていただいております。それから、回線の見直しなんかもやらせていただきまして、これで約800万円程度の節減をいたしております。そういった状況でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） それでは、いわゆる自助、共助の促進ということで2,800万円の実績が、これも報告いただいておりますし、これ自助、共助の中で、各種団体への補助金の見直し等で各種団体からは非常に厳しい、厳しいといった声をよく聞くわけですが、この点につきまして、ご報告をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。自助、共助の促進ということで、約2,800万円程度の節減額を出させていただいております。目標でいきますと、もっともっと大きな額になるわけですが、やはりこういう時期でございます。あまり住民サー

ビスをカットするというにはできないだろうというふうに思っておりますので、そういった意味で、あまり大きな数字を出しておりません。その中で、一番大きいのが、要介護高齢者等支援事業、介護用品支給券等の改善ですとか、それから、介護激励金、こういったものの廃止をさせていただいておりますという状況でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 次に、歳入の確保という非常に大きな課題があるわけでございます。税等の徴収強化、公有資産の売却というふうなことがうたってあるわけでございますが、平成21年度の、この税ほか使用料及び分担金、また、手数料等々の実績をしてみますと、この参考資料を参考にさせていただきますと、平成21年度の未収入額ですね、いわゆる回収できなかった金額が町税で、端数を省きますが1億8,641万円、国保税で2億2,200万円、合計4億800万円ほどの税関連、また、分担金、負担金、使用料、手数料等が合計で、一般も特別も入れますと1億100万円、合計しますと約5億1,000万円の回収を、本来しなければならないものが、できていないというのが平成21年度の実績でございます。これに関しまして、ここでは1,700万円の実績が上がっているわけでございますが、現実には、このように回収ができていないといったものがあるわけでございます。また、やむを得ず不納欠損にした金額は、この約967万円、これは税も使用料も込みでございますというふうな、大きな、片方で不納欠損処分をやむを得ずしなければならぬと。当町のように非常に歳入の中におきます割合が、税といったものが高いわけでございます。この点につきまして、昨年度の決算でも私、同じような質問をいたしました、去年1年間で、これを見ますと例年のごとく年末出納閉鎖期間中の特別徴収体制、土地の売却というふうな科目が書いてございますが、実際に各課が、これは税務課だけではなしに、各課が、それぞれ水道料、また、町営住宅の使用料等々、たくさんの滞納金額が出ています。この点につきまして各課はどのような1年間、対応をなされたのか、各課長よりご答弁いただきたいと思っております。

議長（井田義之） どなたからでも結構です。順番にお願いいたします。

日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 赤松議員さんのご質問にお答えしたいと思います。ご指摘のとおり税金につきましては、年々悪化の傾向となっております、大切な自主財源が減収しているという状況でございます、大変な状況だというように理解をさせていただいております。

税務課の取り組みといたしましては、先ほど、議員おっしゃいました年度末、それから年末特別徴収ということで、各課の係長以上の皆様にお世話になりまして取り組んでおります。

それから、夜間納税相談ということで、毎月でございますが、納期限、三日間おきまして、午後8時まで、野田川庁舎のみでございますが、そういう中におきまして納付の機会を持っていたと、相談なりいただくという機会を毎月設けて、させていただいております。

後は、ことし4月から地方税機構ということで滞納分等、税の徴収につきましては本格的に組織ができて、そこで徴収はいくということでございますが、できるだけ納税しやすい体制を整えていくということを念頭に置きまして、例年、取り組んでいる次第でございます。以上でございます。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 私のほうからは土地の売払い収入ということでご報告を申し上げさせていただきます。歳入のほうで土地の売払い収入ということで出ています350万円ぐらいです。これにつきましては、与謝の海病院の近くの土地でございまして、それは広域市町村圏で持っていた土地、それを売却をいたしております。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。合併のときの住宅料の滞納というのが約770万円だったというふうに記憶をしております。この金額から年々減少をしていったわけでございますけれども、平成20年度と、それから、21年度にふえまして、平成20年度に比しまして約85万円ほどふえておるといふような状況でございます。ただ、7月末現在で55万円回収はさせていただいております。ただ、これにつきましては、例えば、過年度の部分の繰り越しの場合につきましては、本来は5月31日に納めてもらうというようなお約束をしておりましたのが、例えば6月だとか、7月だとかいふふうに、先延びをさせてもらった分だといふふうに思っております。建設課といたしましては、特に現年度分を徴収を、きちんとしていただくといふふうに考えております。また、一部の人につきましては、保証人さんのほうに、そういうふうな関係の申し入れをさせていただいておるといふような状況でございます。

年末とか、そういうふうな決まった月に徴収をするといふのではなしに、各個人さんによりまして、そういうふうな徴収をさせていただいておるといふような状況になっております。

議長（井田義之） 宇野野田川地域振興課長。

野田川地域振興課長（宇野準一） お答えいたします。決算参考資料の42ページでございますが、財産収入の土地建物貸付収入、未納者2名、これは野田川地域の方でございまして、1名については定期的に入ってございまして、もう1名の方は20年度以前はほとんど入っていなかったんですけども、21年度によりやく少しですけれども、払ってもらいましたということで、今後とも徴収について引き続き努力をまいります。以上でございます。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。決算資料でいいますと42ページでございます。教育推進課では、教育使用料ということで上げさせていただいております。小学校の施設使用料、中学校の施設使用料ということで、それぞれ未済額が計上してございます。既に22年度に全部、徴収を終わっております。それから、幼稚園の収入でございます。現年分と滞納繰越分ということで、この金額が上がってございます。それぞれ在籍している園児については、園のほうからも督促をさせていただいておりますし、卒業した園児については教育委員会のほうから手紙、電話等で引き続き徴収について努力をさせていただいております。現状は以上でございます。

議長（井田義之） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） 有線テレビのほうの使用料について、ご説明を申し上げます。決算資料では41ページでございます。現年度分につきましては9,500円の収入未済額、それから滞納が49万2,500円ということでございます。有線テレビの場合は未納がありますと3カ月間は猶予をするわけですけれども、それを越えますと、テレビをとめさせていただくという手法をとらせていただいております。ただ、こちらから一方的というのではなくて、何も連絡がなくといふような形で話し合いをさせていただければ電波を、まだ、流させていただくという措置もと

られていただいておりますけれども、そういった措置をとらせていただいておりますので、今後も引き続き未収のないように努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 教育委員会の教育総務課の関係につきましては、決算資料の42ページに、一番最後といたしますか、一番下になりますが、雑入の部分で給食費の現年度分、そして、滞納繰越分ということで、未収の金額を収入未済額としまして計上をさせていただいております。

給食費につきましては、現年度分はもちろん、滞納分につきましても学校を中心に、そういった集金はさせていただいております、学校としましては毎月、その文書、あるいは電話、そういった形で督促をさせていただいております。この21年度の決算を見ておりますと滞納繰越分につきましては、徴収率が38.01%ということで計上をさせていただいておりますが、ちなみに平成20年度の決算額の徴収率を見ておりますと、22.21%であったということで、私どもとしましては平成20年度の22.21%から21年度の滞納繰越分につきましては、38.01%まで、この徴収率を引き上げたということで、学校、あるいは給食センターのほうの評価といたしますと語弊がありますが、努力を認めておるところでございます。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私どもの42ページのほうで商工費貸付金元利収入ということで、これは企業の暮らしの貸付金という制度、旧加悦町の段階で持っております、それを現在、返していただいておりますが、昨今の状況の中、今回、3万円の滞納分が発生したということでございます。これにつきましては、決算ということでございますので、途中、月々納めていただいておりますが、それが滞ったという段階で、相談もさせていただきまして、現在は、これを追いつくべく月3,000円とか、一定の額を決めていただきまして、追いつくような調整をさせていただいております。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、福祉課が所管しております、今、質問がございました不納欠損、また、未収入につきまして報告をさせていただきます。

決算資料の41ページを見ていただきたいというように思います。ここに分担金及び負担金がございます、ここの部分につきましてはが保育料でございます。それから、次のページ、42ページを開いていただきますと、ここの諸収入に時間外保育料というのがございます。こういったことで保育料につきましては、福祉課の職員全員で担当を決めまして徴収に当たっているという状況です。なお、介護保険もございまして、44ページを見ていただきますと、介護保険料の徴収、未収入等がございます。昨年度に比べて今年度の滞納分の徴収実績といたしますと、理由等のところに書いてございますように、徴収率が24.51%と書いてございますが、昨年度が21.05%ということでありましたので、若干徴収率は上がっているという状況ですけれども、現年度分の未納もふえているということから、これはもっともっと一生懸命頑張らなければならないというふうに思っております。この介護保険料につきましても、それぞれ課の職員、全員が担当を決めまして、毎月、決まったとき、また、年金が入る偶数月等に徴収に上がっているという状況です。

それともう1点、また、ページを戻っていただきますけれども、42ページの中ほどに諸収入



というところがございまして、科目のところは民生費貸付金元利収入というのがございます。ここに就学資金の貸付金償還金と、災害援護資金の貸付金償還金というのがございまして、この就学資金の貸付金につきましては、現在、2名の方が未納でございますので、この方に対して払っていただきますよう、毎回、督促をいたしております。また、災害援護資金につきましては、平成16年度の台風23号の貸付金でございまして、未収入の方、24万759円というのがございますが、現在、お一人の方が未収になっております。この方についても、その方に徴収等についての督促をいたしております、昨年度は少しおくれたんですが、年度ごとにちょっとおくれおくれでいただいているという状況です。以上で、福祉課の所掌しております滞納等につきましての説明を終わらせていただきます。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） 住民環境課のほうからは衛生プランとのくみ取り手数料につきまして、説明をさせていただきます。決算資料42ページでございますが、議員もご存じのとおり収集に携わっております職員が現金で直接納付を、今まではしていただいておりますものを口座振替制度に改めました。そのことによりまして納付書の発行時期が若干どうしてもずれざる、1カ月ぐらいおくれざるを得ないということで、年間20万円程度の滞納であったものが50万円程度の滞納額になっております。ただ、くみ取りの申し込みがありました時点で、滞納があるかどうかを、必ずチェックをして滞納があるようでしたら、納入をしていただいた後にくみ取るという方向で努力をしておりますので、徴収率は滞納繰越額が90%という状況になっておるということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員の質疑の途中であります、ここで15分間、10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、赤松議員の質疑を続行します。

答弁を求めます。

泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） それでは保健課所管の収納対策について、ご報告申し上げます。

資料の44ページでございます。国民健康保険と後期高齢者医療特別会計を担当させていただいております。国民健康保険につきましては、税の徴収につきましては税務課でお願いしております状況でございます。保健課といたしましては、短期証の交付のときでありますとか、住民の方と接する機会があったときに納税をお願いしているという状況でございます。また、課を挙げて電話作戦等によりまして、納税をお忘れではないですかというふうな形での取り組みもやっております。後期高齢者医療のほうですが、この資料に書いてありますように、20年度につきましては、この制度が始まった初年度ということで、事務の大変ふくそうした年度でもあって、収納率については昨年度の議会でもご報告させていただきましたように、府内市町村で最下位というふうな、大変ご迷惑をおかけした状態だったんですが、21年度につきましては、この表のとおり収納率が現年度分で99.17%というふうな形で改善いたしました。参考までに21年度では京都府内の上から4番目というふうな形で収納対策について、課を挙げて取り組んだということ

で報告させていただきます。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 水道課所管分の水道使用料について、ご報告を申し上げます。ご承知のように、水道使用料につきましては、合併以降、給水停止処分ということで未納者に対して現年度分で申しますと、中3カ月がきましたら給水停止をさせていただくと。それから、滞納者、前々からの滞納をお持ちの方につきましては、現年プラス、幾らだったらお支払いがいただけますかということで、金額を現年プラスアルファのアルファ分を制約していただきまして、それが未納になった場合については給水停止処分をさせていただきますよというような形で進めております。

ただ、いつも申し上げておりますが、我々としては給水停止ということが目的ではございませんので、その都度、面談なり、そういった形でお話をさせていただいて、例えば、滞納分についての制約分、制約分の金額の変更についても相談をさせていただいて、例えば今月分は、制約分は2,000円なんだけれども、1,000円でこらえてほしいとか、そういった部分についても対応をさせていただいております、少しでも翌年度へ持ち越す滞納額が減らせるように使用者の方にも納得をいただきまして、ふえないような努力をさせていただいております。以上です。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） それでは、下水道課が所管いたします受益者分担金及び負担金につきまして、報告をさせていただきます。

まず、この負担金及び分担金につきましては、合併時点で合計しまして約3,000万円の滞納繰越分がございました。この滞納繰越分の徴収までは、なかなか力が入っていない状況ではございますけれども、下水道課といたしましては、現年度分を徴収いたしまして滞納繰越分に上積みしないようにということで、その現年度分の徴収に力を入れて合併しました初年度から下水道課職員を2人で一班体制といたしまして、徴収に当たっておる状況でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 各課長よりご報告ありがとうございました。それでは、この中で不納欠損につきまして、毎年同じような質問をしていますので、まず、税務課のほうより本年度415万円の不納欠損ということで、そう金額は例年から見ると大きくはないんですが、特に今年度の不納欠損の中で、特徴的なものがあったり、また、きょうまでの傾向とか、そういうことに対しまして、課長としてお気づきの点、留意点等につきましてご答弁いただければと思います。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。不納欠損につきましては、監査委員さんのご指摘もございまして、一定、調査等を徹底的に行い、できるものについて不納欠損を行うようにという指示、指摘等ございましたので、それにのっとりまして調査した段階で落としていくものを落としてきております。21年度につきましては、全体で4法人、3個人の方につきまして欠損処分をさせていただきました。一番大きなものでいきますと固定資産税、法人関係でございますが、それが1件当たり270万円ほどの、1年間分の不納欠損をさせていただいたという状況でございます。例年、そういう執行停止だとか、不納欠損処分、いろいろと出てきますが、できるだけ調査に心がけて不利益のないような形で処分はさせていただきたいと思います。

それから、今度、専門的に、また税機構の話になりますが、それに移管いたしましたので、そ

の中で精査させていただきながら処分はさせていただきたいというように考えております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 監査委員さんのほうの評価にも前年度よりもふえた分、減った分というふうに評価がしてございまして、十分な監査の上でのことであると思いますが、次に保育料なんですが、この保育料も、今年度、不納欠損としまして77万円ということでございます。5年経過をしたということでございますが、これ先ほど、有線テレビが3カ月以上、入らない場合は、それぞれ話し合いをして放送をとめるとか、また、水道におきましても、3カ月を一つの目安のもとに、これも、それが本志ではございませんが、やむを得ず、そういう措置をとるといようなことがあるわけでございますが、保育と水道料とか、テレビとかといったものを同列には並みべにくいわけでございますが、きょうまでからずっと、この保育料につきましては、なかなかいただけないと、いよいよなると、もう園は卒園されていると、もうお兄ちゃんは小学校の何年生だとか中学生とかいうことはよくあるわけでございますが、こういったことに関して、これ保育所だけではない、幼稚園でもそうなんですが、やはりある程度、一定の歯止めといいますか、ペナルティで、これは本当に、いわゆる本志ではございませんが、やはりこれ公平、平等の原則からしても、何も払わずに卒園して何年かたてば、不納欠損になるということでは、私は、それは問題があるのではないかと。たとえ1万円ずつでも、たとえ5,000円ずつでも払っていただけないという場合には、やはり3カ月というような数字は半年か1年か、それは別にしまして、一定のそういった制約については、これはどなたに聞くのが適切なかわかりませんが、いかがお考えでしょうか。だれかご答弁いただければ、どうも私は以前から、この点につきましては何らペナルティもないと、払わなかった者得という非常に摩訶不思議なことが起きていますので、今回も、こういって70万円という多少の金額とは申しまして、やはり大きな、自主財源にとりまして大きな分担金、負担金でございます。この点につきまして、どなたかご答弁がいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま保育料の不納欠損でございます。確かに払わない者得というお言葉がありましたけれども、福祉課としましては、今回、不納欠損をさせていただきましたのが、平成16年度分の保育料の未納者ということで、不納欠損7世帯、9名分ということで、5年が経過をいたしましたので、不納欠損処分をさせていただいたところです。先ほど未収入のときに報告をさせていただきましたように、本当に担当課を挙げて、それぞれ5年間、ずっと担当者を決めて保育料の徴収に上がっていくわけなんですけれども、なかなか現状、私も滞納のお家のほうに行かせていただくんですが、本当に今今の生活がいっぱいいっぱいのお家が本当に、ほとんどなんです。したがって、5年経過して、あとそれを5年間置いておいたから好転するといようなことが、なかなか見えにくいといようなことで、そういった状況、きちんと状況把握なり、この5年間の経過、徴収経過なんかも含めて、これはやむを得ないだろうといところで不納欠損をさせていただいております。

ただ、実際に子供さんが通園をされておられる方が滞納されておる方についてを、水道のようというて、例を申して申しわけないですけども、もう来ないでくださいといようなことは、もうできませんので、保育園につきましてはできませんので、それについては一定、保護者の方

のご理解をいただきたいというように思います。子供さんが、そうやって保育所に通っておられるので保育料につきましては、本当にお願いするということになりますけれども、一生懸命、保育所のほうでは子供さんを同じように見させていただきますので、そういったことで滞納は、もうないように、ぜひお願いしたいというように思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） ずっと以前も、たしか旧町時代のことだと思います。このような、同じようなことを言った覚えがあるんですが、私も何も鬼ではございませんので、特に子供たちは町の大きな大きな将来の宝物であり、財産でありますから、でき得れば、そんな措置はしたくないと、そこで前も、これ一度ずっと以前に言ったことがあるんですが、この保育料の、今、課長がおっしゃるように、本当に何度行っても、何度行っても、お話をしても、もらいにくいといいますか、払えない状況、だから、職員が悪いわけじゃないんですよ。一生懸命行っておられるわけですから、ただ、そこで実際に払えない状況、だれが見ても、これは無理だという状況、そういう状況になった方には減免申請をしていただいて、いわゆる分担金、負担金、使用料等の、特に保育料につきましての申請していただくと、それをやはり町の中に、これ確かであるという審査機関を設けられて、そういった方には、もう例えば1年間限定とか、また、次の翌年度には新たに申請をしていただくとか、そういう、いわゆる、こういった払う人と、払わない人が平成16年、5年たったら、もう無料といいますか、ただに、いわゆる払わなくてもいいというよりも、むしろどうしても、その時点、その時点で払えない状況があるならば、そういった方に対しては、そういう制度を設けられたらということ、ずっと以前に、私、何年の何月議会が覚えていませんが、言ったことがあります、こういった点については、どのようなほかに制度が、もう既にあるのか、考える余地が全くないものなのか、この点については、どのようなご見解でしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この保育料の減免等についてでございます。保育料については所得、また、税の、所得税の支払い状況、町民税のかかりぐあい等々によって保育料が決められております。したがって、保育所に行かれた方については保育料が一律ということにはなっておりません。したがって、所得の低い方については保育料もお安くしておりますし、また、所得の多くある方については保育料は高くなっているということで、現在、与謝野町では9段階の保育料の段階を設けて保育料をお世話になっております。したがって、今、おっしゃっていただきましたように、所得の低い方については低く負担していただくということでございますので、そのあたり十分、ご理解いただいて、所得の低い方に高い保育料をかけていますよということではありませんので、支払っていただけるだろうということで、保育料の決定をしております。

一般質問でいただきまして、町長の答弁の中でもお答えしておりましたけれども、一定、国の基準がございませぬけれども、与謝野町につきましては、国の基準を、すべての段階で下回っておりますし、また、二人目につきましては本来、払っていただく保育料の半額、そして、幼稚園なり保育所に3人おられるような状況でございましたら、3人目については無料ということになっておりますので、そういったことで、先ほど言いましたように所得の段階、それから人数の関係についても一定、支払っていただけるような体制にはなっております。

したがって、さらに保育料の減免等についての今、ご質問ですけれども、現在のところで

は、そのあたりは、まだ、考えておりませんので、そういったことの段階で調整しているということでご理解いただきたいと思います。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 当然、所得がある方が行っておられるわけですから、全く払えないというのも変な話なんですけど、やはり今、こういった社会の経済状況でありますので、私はどうしても、一定の所得はあるものの、やはり必要なものに出ていくと、どうしても子供が育てにくいといった場合、しかしながら、保育をしていただきたいと、こういう場合に、今後の課題としまして、だれが見られても、これは減免をしてあげたいということがあれば、そういった方策も一つ考えていただきまして、このような5年か6年たったら、不納欠損処分というような方法ではなしに、やはり町としての新たな制度の模索もしていただきたいと、こんなふうに考えています。

それから、今度、新たに有線テレビの、去年から始まりまして、これ、ことしからになるんですが、これことしからですから言わない、来年ですな、はい、わかりました。やめておきます。

この辺で第1回目は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（井田義之） ここでちょっと改めて申し上げます。

一般会計の決算につきましては、3回以内、15分以内ということになっております。特別会計のほうは10分2回ということですので、改めて皆さん方にお知らせをしておきます。

質疑はございませんか。

小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、ただいま赤松議員と似たような質問になりまして、非常に恐縮でございますけれども、昨年も、私も税のことで、いろいろとお尋ねしたことはご記憶いたしております。非常に似たようなことの質問を繰り返し、繰り返しさせていただくという形のことで、非常に気が重いわけでございますが、そうも言っておられませんか、質問にさせていただきたいと思っております。

去年は、いわゆる国からの交付金が本当に、いろいろな経臨交であるとか、いろんなきめ細やかな交付金でありますとか、いろいろな交付金が津波のように配布されまして、素直に喜んでいいものやら、悩ましい思いでございますが、ことしはあのような乱発というのはないものと、私は見ておりますけれども、企画財政課長はどのように見ておられますか、ひとつお考えをお聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。21年度決算におきましては経臨交、生臨交、公臨交、きめ臨交等の、この交付金等もいっぱい入ってまいりまして、その事業に、執行にふりふりされたということもあったわけでございますけれども、今回、また、政府のほうでは追加経済対策を出すというふうに、補正予算で出すということを聞いておりますけれども、公共事業等について、追加補正ということは、今のところは聞いておりません。おりませんが、こういう状況ですね、いわゆる参議院の状況も、ああいう状況でございます。自民党のほうでは公共事業の追加をするべきだというようなお話もあるようでございます。そういうような補正予算に提案する前の折衝の中で、どのようになるのか、ちょっとまだ、わかりませんが、現在のところは公共事業の追加があるというふうには伺っておりません。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ことしの平成22年度予算につきましては、与謝野町ですよ、町民税につきましては8億120万円、固定資産税については8億4,636万円というような形で16億4,000万円ほどの町税の予算が組まれたわけでございますけれども、せんだっての補正予算で町民税の固定資産税は384万円増額になっていますけれども、町民税のほうにつきましては4,131万円の減額ということで、町民税のことしの予算的な数字を見ますと7億6,000万円ぐらいになるというように想定されます。予算費8億120万円から見ますと5%のダウンというようなことのございませけれども、今後の町民税の減額補正というのは、今後、まだ、出てくるような予定でございますが、その辺の見方は、どのように見ておられますか。お聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 小林議員、今、22年度の予測ではなしに、決算審議をしておりますので、決算に対する質問に、お願いいたします。

小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 一応、ちょっとそのリンクするという意味でちょっとお尋ねしたのですが、合併後の暦年の、この決算数値を見ましてもですね、先ほども赤松議員が申されましたけれども、未収金額が確実に年々ふえてきております。町民税でありますとか、固定資産税、あるいは軽自動車税、保育料、町営住宅、国民健康保険料など、参考資料をもとに見てみますと、すべて総トータルで平成19年では4億2,680万円だったんです。平成20年度決算で4億7,823万円、昨年の平成21年で5億749万円となっております。赤松議員は5億1,000万円と申されましたけれども、私は5億749万円の数字になるのではないかと、これ1,000円未満は全部削除して出したものが、こういうことでございます。

年々こうしてふえていきますと、あと3年もすれば私は6億円台の乗るんじゃないかというように思っております。こういう町民税が、固定資産税は別にして町民税が8億円の予算で7億6,000万円ほどの、一応ダウンするという見通しでございますが、そのうちに後3年もすれば、また、町民税もふえるかもわかりませんが、町民税に匹敵するほどの未収金が、総トータルで考えられるというような事態に、町としては、どのように対応していこうとされているのか、それは町長ですか、お尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来、出ていますように、この税につきましては、昨年の所得なり、あるいはそうしたものに対して、今年度が、それに対して賦課されてまいりますので、今現在、現実に所得が低くなったとしても、高かったときの、それで課税されますので、そうした点で、この厳しい状況の中で、非常に滞納がふえてくるという要素は容易に考えられるわけでございますけれども、先ほどから、それぞれの課が申し上げましたように、それぞれの課が自分たちでも頑張りながら徴収に努めているということが現状でございますし、一つは、税機構との第三者の目といいますか、一定の、そうした中で徴収率を上げていくという、そうした方法も一つの方法ではないかというふうに考えております。これという、なかなか決め手はないですけれども、粘り強く町民の皆さんの理解を得ながら徴収をしていくということに尽きるのではないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） いろいろと、いろんな問題が絡み合っておりまして、そら一概には解決しがたい非常に複雑な問題だと思っております。ですけれども、やはり一つの与謝野町という、町の自治体という一つの規模で見た場合の、そういう形で見た場合の収入をどう上げるかということ。もちろん未収の一つでも、少しでも回収に努力していただくことはもちろんでございますし、そのほかに、いわゆるほかの税以外の歳入をふやす方法ということも、やはり真剣に考えられるべきではないかと、私は、このように思っていますけれども、何回も同じことを申し上げて恐縮なんですけど、せんだって伊根町のホームページをちらっと見せていただきましたら、広告がね、バナー広告が、いわゆる町以外の、大阪や東京のほうの広告も取っておられるというような形のことで、いわゆる少しでも一つの、そういう収入を上げていこうという努力が見れるわけですね。できたら、そういうような形で与謝野町にしても、せっかくそういう一つのいい設備になり、そういうのができておる環境でありますだけに、そういうのを有効に活用していただくという方向で、次年度に向けて、そういう考えをお持ちでないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

- 町 長（太田貴美） いろんな方法があるかと思えますし、それも一つの方法かと思えます。それと町の持っています不動産の、やはり有効活用といいますか、売却するなり、有効な活用していくというのも、これは財産を生かしていく大きな手だてだというふうに思っていますので、いろんな見地から町の財政を支えていく大もとになります収入をふやすという努力は、当然、今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） ちなみに、この決算書を見せていただいて、ちょっとわからなくて、ちょっと企画財政課長にお尋ねするんですが、ホームページの作成費用というのは、私の町につきましては、どこの分に入っておるものですか。職員の方がやっておられて、一切そういうのは入っていないということなのか。あるいは若干でも、こういう経費が入っていますよというところがあれば、どんなところか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

- 参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。一応、町のホームページにつきましては、広報広聴係のほうで担当させていただいております。手づくりでやっておりますので、作成費用については決算に上がっておりません。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 手づくりでやっておられるという形のことで、非常に努力をしていただいていることは評価したいと思います。けども、やはりせんだっての町長のお答えの中で、やはり与謝野町のホームページの内容について、もう少し力を入れていきたいというようなお答えも、どなたかの質問であったと記憶いたしておりますけれども、やはりそういった専門になさっておられるようなお方も、町内の方にもいらっしゃるようですし、ぜひそういうお力も受けられて、もう少し融通したものに、本当に町の情報発信ということにつきまして力を入れていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それから、収入はもちろん、そういう形ですけれども、支出の見直しですね、いわゆる各事業がいろいろと決算書で上がってきておりますけれども、事業評価というものにつきまして、具体的に各課でなさっておられるのかどうか、その辺のことがちょっとお尋ねしたいと思っております。大体、この決算参考資料であらかた記録はしていただいておりますけれども、本当に、これが継続して毎年やっておられる事業も、かなりあるわけですけれども、いわゆる本当に町民のための評価というような形で、本当に、これが継続してやるべきなのか、もう少し、こういう点を取り組むべきだとかいうような、そういう内部的な評価の仕方というのが、なかなか私たちも聞く機会というんですか、そういう見る機会がないものでございますので、そういった事業評価というものが、どの程度されておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。毎年1回ですけれども、総合計画の審議会を行います。その実施計画について審議いただくわけでございますけれども、その中でベンチマークというものを立てておまして、数値目標を持っております。その数値目標の達成度が、どの程度であったかということについては、毎年、公表をさせていただいております。現在は、そこまででございますけれども、今、企画財政課の中で事業評価について、これは総合計画の、基本計画の中でも事業評価について進めていくということにしております。その事業評価のやり方について、今、検討させていただいております。一応、まちづくり本部会で事業評価について取り組んでいこうということについては、皆一致しておりますので、では、それをどのような形でやっていくのかということは今、私の課のほうで検討させていただいておりますのでございます。

事業評価をするばかりに、そのために残業せんなんというようなことでは、これは事業評価にはならんだろうというふうに思っておりますので、どのような事業評価のやり方で町民の皆様方にわかりやすく、そういう説明ができるのか、それを現在、検討させていただいているということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ホームページと申しますか、広報広聴のほうの中身でございますけれども、ちょっと、そのとらえ方と申しますか、今のやり方について、そんなに大きな見直しということはないんですけれども、やはり町民の皆さんが知りたいと思っておられる情報が何なのかということ、やはり常に頭に置いた、そういう情報の発信の仕方が必要ではないかと、そういう点で、もう少し工夫が必要じゃないかというふうに思っています。

皆さん、見ていただいたら今、一番役に立ったというお答えが来ていますのが、クマの出没状況なんです。やはり町民の人にとっては直結する、そうした新しい情報というのは、やはりタイムリーに出していく、時間をおいてもいいようなものはじっくり考えいただくようなことは、やはり広報でお知らせするというような、そういう使い分け、あるいはCATV等で日々のお知らせをしていくという、それぞれに手法は違いますけれども、発信する情報の中身も違ってくると思いますので、そうした意味での工夫が必要だということを申し上げたつもりでございますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） ホームページの関係でございますけれども、有線テレビの拡張事業に



合わせまして、このホームページも更新をさせていただいております。現在、加悦地域の工事にかかっておりまして、いわゆる現在、ハード整備をするのが精いっぱいでございます、住民の皆さんに説明する機会がなかなかないわけですが、今回のホームページの特徴としては、住民参加、これができるということでございます。

例えば、今でしたらインターネットのプランに加入していただければ、その商店のコマースシャルも出せると、投稿できるというシステムになっております。それらについては、今後、商工会等にも出前講座等に出向かせていただきまして、ご説明を申し上げたいというふうに思っております。

それから、いろんな動画、そういったものを住民の皆さん方から、どんどん提供していただくと、その会員であれば、それが自由に投稿できるというふうになっています。そういうふうなところも現在、ハード整備で精いっぱいなんですけれども、一定落ちつきますと、いろんな機会を通じて公募をして、ホームページの充実に努めていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 内容につきましては、もちろん町長のお答えをいただきましたように、町内の町民に対する情報も一つだと思えますし、いわゆる町外の方に与謝野町というものも少し知っていただくという、あるいは、そういったことが観光にもリンクする、いろいろな仕事にもリンクする、そういうような意味合いもあると思えますので、広い意味での町民に対するアピールも、もちろんですし、町外以外の方々にもアピールする、そういった情報発信というものが、私は求められておると思っております。そういった点でお願いしたいと思っております。

それから、総務課の総務委員会の資料をいただいて、ことしは税務課さんからの非常に詳しいデータをいただいて、ああこんな状況かと思って、初めて見せていただいておりますが、私は、いわゆる産業であるとか、いろいろとそういうところを言葉に出しておりますけれども、この町民の課税標準段階調べという、いわゆる人数が、税をおさめておられる方の人数が8,389名、与謝野町、22年度ではあるようでございますが、そのうち営業等所得者が479名という形で、全体の5.7%しかおられないと。81.7%が給与所得者であるというような数字で、改めて本当に営業をなさっておられる人の人数がたった5.7%かということですね。平成18年度は8.1%になったのが、ここまでダウンしておるというような形で、非常に落ち込みがひどいと思っております。なら給与所得者が全体の81.7%おられるわけですが、この給与所得者の大多数の中で、いわゆる課税標準額が、200万円以下の方が全体の80%を占めておるというところに、今の与謝野町の置かれている厳しさが、私はあると思っております。そういうような形で、本当に、こういうような形で、このたび、いわゆる商工観光課主体で産業振興会議というようなものも立ち上げられておるようでございますけれども、私は、とにかく何らかの行動計画というんですか、もう実施に移していただかないことには、いわゆるそういった一日一日の時間が非常に、ますますこういう環境厳しい中で、それもうなかなか明快な答えも出にくいと思えますけれども、真剣になって、やっぱりやってももらわないことには収入がないなか中で、やはり先ほどの赤松議員の質問にもございましたように、保育料でも払えない、仕事へ行っても生活するのがいっぱいだというような現実がですね、脱却しないことには、ますます、こういった町民の方々の納めていただくというような形を、納めたくても納められないというような方々がふえる

という形のことは、これは何としてでも、やっぱり真剣になって歯止めをかけなければいけないと、私は、このように思っております。そのことについての町長の、何遍も今までから聞いていますけれども、そこまでの危機感を持って真剣にやっぱり取り組んでいただきたいと、これをちょっとお尋ねしたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろんなやり方といたしますか、考え方があろうかと思っておりますけれども、やはり基本は自分が生活していく糧を、やはり頑張ってもらっていただくということが、まず、基本ではないかというふうに思いますし、それらについて町が直接ということとはなかなか、いろいろな施策の中で考えてはおりますけれども、公平な立場でということになりますと、なかなか難しいところがございます。しかし、町としても、そうした人を下支えする施策を打つということで、聞いていただいておりますか。頑張りたいというふうに思っております。

確かに一時、大変ちりめん産業がよかったころとは違って全国どこも大変厳しい状況ですけれども、まず、自分の生活をしていくための糧となるものを、やはり町民の一人一人がやっぱり考えていただく、頑張ってもらっていただく、それも大事なことでないかなと思っております。やはりそうした力が今、衰退する中で、ちりめん業界が衰退する中で、非常になえているというか、ということですが、そうした中でも頑張っているという方も大勢おられますし、単に今までの産業にしがみつくといいことだけではなし、新しい産業も、町も、町民の皆さんも一緒になって、やっぱり起こしていくという、そういう努力が必要だと思っておりますし、その先頭に立って頑張ってもらいたいというふうに思います。

なかなか議員さんたちの、お気には召さないかもわかりませんが、日々の施策を進めていく中で、それらも基本に置いた考え方で物事を進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 確かに気には、なかなか召しませんけれども、やはりおっしゃるように個人個人が、確かに頑張る、その集積が町の姿になってくるとは思っておりますが、行政がどうこういうような形のことを言うのも、それは人の考え方で無理かと思っておりますけれども、だけでもまた、行政がやっぱり町民をやっぱり引っ張っていくと、考え方、見方、そういったような形のことをやっぱりリードされるということも、いわゆる一つの行政というもの大きな、私は役目があると、そのように思っております。ぜひ、そういう一つの取り組みを、どこともが、近隣の町も真剣ですわ。そういう、うちの町が真剣でないとは言いませんけれども、やはりそういった形のことが目に見える形でひとつ活動をお願いしたいと、このように思っております。

それから、あの決算参考資料の24ページと29ページですか、ここに24ページを開いていただいたらいいんですが、普通会計性質別経費の状況というページでございまして、平成21年度と平成20年度の数値が比較参考のために、比較対象というために印刷されておりますけれども、この数字には間違いのないものなのかどうかを、まず、確認したいと思います。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ここに書いております普通会計性質別経費の状況と申しますのは、毎年、行っております総務省に提出いたします地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値を上げております。決算書とは食い違っております。といいますのは、決算書で

は一般会計だとか、土地取得特別会計だとか、分けてやっております。普通会計でございますので、一般会計と土地取得特別会計はプラスして純計をします。それから、起債でも借換債、いわゆる起債を借りて繰り上げ償還をする。それはもうお金が重なっておるわけですから、それはもう支出、歳入歳出なかったものとして純計するとか、そういうような、いずれ約束事がございますので決算書の数字と、ここの数字とは、一致しないということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ちょっと細かいことをお尋ねするんですが、いわゆる決算書の数値というのではなしに、昨年も決算参考資料をいただきまして、この決算参考資料の平成20年度の、昨年の数字と、ことし書いていただいております平成20年度の数字が、一部違うところが何か所かあるんですが、これはどういうことなのか、ちょっとその辺のところをお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えを申し上げます。20年度の決算数字が違うということでございますか。

1 1 番（小林庸夫） これに書いてある数字と、ことしのと。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） ちょっとその照合、私していないんですけども、後ほど調べてご返事したいと思います。違うところがございましたでしょうか。

1 1 番（小林庸夫） はい、何か所か。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 20年度の決算数値ですね。

1 1 番（小林庸夫） そうそう、こちらの数値と、ことしのと違うんです。それで、どちらが正しいのかなと思って。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） ちょっと調査させていただきます。

議長（井田義之） 後ほど調べて返事をしてください。

もう、小林議員、時間がございませんけれども。

小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 一つだけ、それなら。参考資料の29ページ、経常収支比率、ちょうど真ん中にございますが、これが90.0%になっていきますけれども、これ足していくと90.2%となるようですし、いわゆる町長に対して、次年度に向けて経常収支比率を、もう少し下げてください。そういった、実行されるような考えは、どのような思いなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 一応、経常収支比率につきましては、平成21年度決算で90.0%ということで、前年度数値より4.8%程度減少いたしております。それから、昨年の経常収支比率につきましては、決算参考資料で、最初、報告しておったんですが、その後、京都府、それから総務省との研修の中で変わったということがございます。そこで訂正がなければ、そこはちょっと食い違う面が出てくるかというふうに思っております。95.何ぼだったか、94.8%まで下がったというふうに思っております。それはまた、この本会議で、昨年の本会議で最終日に口頭でご説明させていただいたという記憶がございます。

それから、90.0%になったということでございますけれども、やはり行政改革等で人件費、交際費、こういったものが少なくなってきた、いわゆる経常的に支出する一般財源が少なくなったということがございまして、それから、もう一つ大きな原因は地方交付税がふえたと、地方交付税等臨時財政対策債、これふえたものが相当増加いたしました。いわゆる経常的に入ってくる一般財源が分母になりますので、分母が膨れると、これはいい方向に向かってくるわけでございます。ですから、経常的な一般財源支出が減った。経常的な一般財源がふえたという要素が重なって90.0%になったということでございます。もちろん90.0%だけで満足しているわけにはいきませんので、やっぱり70から80という、教科書でいう数値目標もでございます。

その後、福祉を後退せずに、そこまで下げるとということについては、今後の至難のわざだというふうに思いますけれども、それ以外で、いろんな、まだ、節約できたり、節減できたりする支出があるだろうというふうに思っております。そういったものに取り組んでいきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） もう時間がないので終わりますけれども、このぱっぱと暗算でやってもらっても、最後0.2になると思うんですが、ちょっとまた、確認していただきたいと思います。90.2%になると思うんですが。はい、終わります。

議 長（井田義之） トータルの数字が合わないということなんやね。

1 1 番（小林庸夫） そうそうそう。

議 長（井田義之） ということで、企画財政課長、また後で調べて返事をしてあげてください。

それでは、ここで先ほどの勢旗議員に対する質問の答弁が保留になっておる部分を、副町長のほうから発言の申し出がありますので、副町長、お願いいたします。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほどはお答えできなかったものがありましたので、また、貴重な時間をいただきます。

勢旗議員のほうから21年度の入札の中で町が設定をいたしました最低制限価格に誤りがあった事例があるのではないかと、その結果、契約を変更して、変更契約をして契約額を下げた事例があるのではないかとのご質問だったと思います。休憩時間を利用いたしまして、入札を担当しています事業課、総務課、それから、各事業課に確認をいたしました。結果といたしましては、そういった事例はなかったというふうに理解をいたしております。ただ、議員もご存じのように、この間、新聞に出ておりました京都府の積算のシステム、これを委託をしています会社の積算が間違っておりまして、京都府が、その契約会社に対して損害賠償云々という話が新聞に出ておったかと思っております。その京都府のシステムを本町も利用いたしておりますので、結果、金額が変わってくるという事例が1件ございました。それは京都府同様、当初の契約の変更して変更契約で対応したわけですが、そういった事例が1件ございました。ただ、金額は議員が言われますような何十万という金額ではなくて、もっともっと些少な金額だったと記憶いたしておりますが、もし議員が言われますのは、積算システムの関係のことだとすれば、そういった事例が1件だけありましたので、ご報告を申し上げます。

議 長（井田義之） よろしいか、勢旗議員。また、そしたら2回目をお願いいたします。

吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 先ほどの小林議員さんのご指摘でございますが、21年度の29ページ、經常収支比率90.0%が90.2%というご指摘でございますね、これの計算は29ページの一番左の内訳の一般財源等がございますね、6461472、これが分子になります。分母が26、27ページの左から2番目の一般財源等6583436、これに26ページの臨時財政対策債、右から2番目ですが597470、これを足した数字でございます。それが7180906、これを計算いたしますと89.9何ぼということでございます、四捨五入して90.0%ということでございます。ですから、90.0%で正解だというふうに考えております。

一遍に説明すればよかったですけれども、上からずっと足しあげらんだというふうに思います。これは小数点2未満を四捨五入させていただいておりますので、その端数の関係で足してくるとちょっと合わないというところが出てくるということでございます。

議長（井田義之） 小林議員も理解していただきましたか。もしあれだったら2回目をお願いいたします。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、第1回目の質問をさせていただきたいというふうに思っています。

先ほどは小林議員のほうから町税の問題で今の町の、非常に経済が低迷しているというか、大変になっている事情が話されましたので、私は1点に絞って、その一つのデータを示しながら今の状況をどう見るかというあたりをちょっと探っていきたいと思っています。

一つは、1点目という、その一つというのは法人町民税の調定額、いわゆる税務課が出してもらった資料なんです。簡単にわかりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

平成18年度、いわゆる合併の直後の決算です。18年度の決算では法人税割が8,700万円強あります。それに対して21年度決算のベースでいいますと、法人税割が3,857万円ほどあります。簡単に言うと、落ち方が、18年を100とすると、21年度は44%を切ります。これが一つです。もちろん均等割も、これは件数のかげんなんでしょうけれども89%、9割を切っています。この均等割税収もですね、ここに示されているわけですが、この点を担当課としては、どのように思っておられるのか、今の流れですね。この辺をお聞かせ願えたらと思っています。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。議員ご指摘のとおり合併当時と比べますと、法人税割につきましては、半分以下という状況になっております。それから、均等割につきましては、若干の移動等がございますが、議員、言われました金額と若干、とらえられておるものが違うんですけれども、均等割は18年度、合併当時は約5,300万円、それから、21年度末の決算へいきますと4,700万円ということで、約500万円ほどですか、減っておるという状況でございます。

それで、この状況でございますが、一般の個人町民税につきましても、年々減ってきておまして、今回22年につきましては4,100万円ほど予算的には減額という状況になっております。そういう部分を兼ね合いいたしました法人の事業所等につきましても、一般の不況等のそ

うという影響のあらわれでは、個人同様の落ち込みというようにとらえております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 事業体の経営悪化と申しますか、深刻な自体だけでなく、町民税収入全体が、そういう傾向になっているという話がありました。これは基本的に、私も認識は同じでして、額がどうこういう率だとか、額は若干違いがあるにしても、この10年、もっといえば10年ぐらいですかね、非常に大幅な落ち込み方があるのではないかというふうに思っております。もちろんこれは全国的な傾向だと思えます。一つの、さっき述べたのは一側面なんですけど、大局的には、そういう傾向が急速に強まっていると。特に、私、気になったのは、20年から21年の法人税割の落ち込み方が激しいんです。これは私流な解釈で言うと、いよいよ構造改革の傷跡が本格的に血を吹き出したというふうに言うべきだろうというのが僕の解釈です。

それはいいにして、ともかく今の、先ほど言いましたように、今の経済状況というのは、町の努力で何かいろんな手だてを打って、解決するものでないと、結論的な言い方をすると、問題は補正予算でも言いましたが、それをどう食いとめて、営業の立て直しに、どう町側が、すべてのセクションで、どういう取り組みを展開するかと、ここに知恵を絞らなければならないところに来ているというのが、私の結論です。もちろん先ほど補正でも、ちょっと申し上げましたが、経済でも金融でも、それから医療でも雇用でも介護でも、社会保障ですね、教育や文化でもそうです。構造改革をどんどん進めて金を削ってきた。金の流れを大企業のほうに向けてきた、財界のほうに、これが今の結論ですよ。多くの方は肌で感じていると思います。業者の方も、また、伊藤が国のことを言い出すと申しますが、いや事実そうなんです。今、肌身で多くの町民の皆さんと話をしたときに、もう実感的に今、体験的に自覚されていますよ、ですから、そんなことを頭の中で横に置いてものを思考するなんていう思想は、全然間尺に合わないというふうに思います。ともかく、そういう今の流れが非常に大きなものになっているという中で、傷跡がどんどん出てきているということです。

情勢問題は、町を取り巻く情勢問題は、それぐらいにしてですね、こうした中で、私は注目していたし、私自身が提案もさせてもらった、いわゆる地域活性化の、また、不況対策の一環として住宅改修助成制度が行われました。大変好評で、京都府下でも、また、全国的にも注目を集めています。これは補正の段階でお伺いしました。まず初めにお伺いしたいんですが、財源確保、これは企画財政の関係になりますか。この財源確保には非常に三度、四度の補正を組まれて大変だったと思うんですけども、財源確保についての捻出ですね、どういう財源を充てたのかということをお伺いしておきたいと思っています。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。全体についての財源確保という意味でいいわけですね。全体の財源。

7 番（伊藤幸男） 住宅改修の。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 住宅改修でございますが、住宅改修につきましては、3年間の措置ということで踏み切らせていただきました。その財源といたしましては、経臨交、経済対策臨時交付金、これを21年度は充てさせていただきました。全額、この経済対策の臨時交付金を上げさせていただきます。22年度につきましては、これが単費ということでございます。ちなみ

に経済対策の臨時交付金の総額は、今年度は2億円6,371万6,000円、これが平成21年度の収入でございますが、22年度へ繰り越す分が1億384万8,000円でございますので、経臨交の総額としては3億6,756万4,000円ということでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員の質疑の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

伊藤さん、申しわけありません。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、21年度一般会計決算認定についてを続行いたします。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと昼休みであれでしたが、引き続き質問に移りたいと思っています。先ほど答弁を、住宅改修助成制度の財源を、どういう財源に充てていたのかという問題でお伺いしたわけですが、まず、この点であえて聞かせていただいたのは、これは聞き及ぶところで、私が立ち会ったわけではありませんけれども、京都府の知事が与謝野町の住宅改修助成制度について語っていることがあるんです。それは人件費を削減したから財源が捻出できて、住宅改修ができたんだと、こういうニュアンスの発言をされているわけですが、結局、今の話を聞いていますと、財源確保は、そうではなかったと、国の経済対策といいますか、経臨交の交付金と、残りの一般財源ということで対応したように思います。

次に、質問に入る前に、先ほど町税収入にかかわって非常に大変な暮らしと営業があって、大変になっているという話の点で、1点、ちょっと漏れていましたので、その点をお伺いしておきたいと思っています。ご存じのようにマスメディアでも出ていますが、生活保護家庭が、受給者が非常に急増しておりまして、3年間で、もう急激に膨らんでいます。そこで今、受給者人口は190万人になりました、越えました。これは55年ぶりの高水準だと言われています。私が非常に注目したのはですね、先ほどからお話されているように、大手企業による非正規雇用の首切り、この層も、従来にない勢いでふえてきているという点ですね。もちろん今、高齢化社会ですから、高齢者の方が断トツになっているわけですが、問題は、その対応ですね、行政として、昨年度の場合ですね、こうした、いわゆるもう少しわかりやすく言うと、生活保護基準というのがありますよね。それ以下の所得は生活保護を申請していないけれども、実態にあるというのは、これはもう申告や等々でわかりますよね、行政側、こういう方々に町として、どういう取り組みをしたのかという点を、まず、お伺いしたい。

同時に、具体的に、どういうアクションをされたのか、されていたらという点をお伺いしておきたいと思っています。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 町の低所得者等に対する取り組みということです。福祉課のほうとしまして答弁をさせていただきたいというように思います。

これは福祉課だけではなく、すべて行政にかかわる、福祉課だけではないというように思いますけれども、福祉課サイドの取り組み状況を報告させていただきたいというように思っております。

ます。

ご指摘がありましたように、生活保護の関係につきましては、21年度末で見ますと、世帯数で96世帯、133名の方が生活保護をお受けになられております。そういったことで、まず、たくさんの方がございまして、この低所得者対策といいますと高齢者の関係、それから、保育所の関係、どこのあたりから報告させてもらったらいいかなということで思っているんですが、まず、保育料等について、子育て支援の部分から高齢者の部分と介護保険の部分の、この三本立てぐらいで報告させていただけたらなというように思っております。

まず、子育ての部分につきましては、先ほどの答弁にもしておりましたように、所得等によりまして保育料につきましては金額が低く設定しているというようなことでございますし、また、以前から報告しておりますように、平成20年度からは町民税の非課税世帯でも均等割がかかっているだけのお家、それから、所得割がかかっているお家ということで、同じレベル、保育料の階層だったわけなんですけど、そこを二つに分けて均等割の方につきましては、本来納めていた保育料よりも3,000円程度、一月で安くさせていただいたということで、低所得に対する分の支援をさせていただいております。

それから、次に高齢部分にいきますと、高齢部門につきましては、先ほど来から住宅改修の関係がございましたけれども、高齢者の方で町民税非課税の方につきましては介護保険制度で住宅改修20万円までについては介護保険で9割給付します。それから、町民税非課税世帯の方につきましては、さらに10万円の上積みをしまして30万円の事業に対しましては、すべて9割補助をさせていただくという低所得者の、この住宅改修の上積みもさせていただいております。そういったことで高齢者の分についても支援をさせていただいております。

それから、介護保険制度につきましては、報告させていただきますと、これも介護保険制度の保険料につきましても、段階を設けまして、現在では7段階に分けて保険料を設定しております。これも保育料と同じように、所得によりまして保険料を安くさせていただいておりますし、また、サービスを利用させていただきます、デイサービスとか施設サービスを利用させていただいた場合については、その事業所と町のほうで1割負担の、さらに社会福祉法人減免というような制度もありますし、また、高額介護サービス等があります。それと医療費と介護保険との合算の制度というようなことがありますので、そういったことで、いろいろな部分について、この低所得者対策については、福祉課としては、以上のような項目です。

ただ、今、突然言われましたので、今、私の思いついたところを申し上げておりますけれども、また、障害等の関係についても当然、所得の低い方については減免制度がございます。一々は申し上げませんが、そういったことで福祉課サイドでも、かなり所得の低い方についてのサービスとしては実施をさせていただいたところでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、お聞きしたのはですね、いろいろと課長のお話では、かなりいろんな独自の対応も含めて工夫されていることはわかりました。問題は、お尋ねした中心点は、生活保護基準の下に、以下の方々の実態に、そういう方々に、どう接近したか、どういう対策を打つか、これは結局、なかなかできていない、ここをやっぱり意識的に、これはいろんな課が対応することになると思うんですが、この点も宿題として、今後の課題として、ぜひ検討をいただきたいと思



ています。

話は戻って住宅改修の二つ目の質問に戻ります。二つ目の質問は、昨年度と本年の利用件数の状況を、課長のほうからお伺いしたいと思っています。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。平成21年度の、いわゆる年度末までの分でございますけれども、408件、対象工事費が8億2,556万5,830円でございます。これに対します補助金が6,205万円でございます。

それから、21年度全体というふうに、これは繰り越しも入れた部分というふうなことでご承知おきがいただきたいと思います。21年度繰り越しも含めると451件、対象工事費が10億1,460万7,010円でございます。補助金が6,992万9,000円でございます。

それから、22年度分でございます。22年度の9月22日現在で報告をさせていただきます。件数が300件、それから対象工事費が7億1,476万7,953円、補助金予定額になりますけれども、4,704万9,000円というふうな内訳でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、かなり詳しく課長の答弁ありましたように、非常に大きな規模になっているということで、改めてお伺いしたいんですが、今の件数をですね、1件しか利用はできないわけですから、件数を延べでいうと750件ほどになります。これは全体でいうと非常に大きな、全戸に対するですよ、8,600世帯ぐらいあると思うんですけれども、8,600のうちいうたら20何%ですかね。ちょっと今数字をつかんめんのであれですけども、比重でいえばね、非常に多い数が利用されているというふうに思っています。これが一つです。それから、お聞きすると、業者の数も、延べますと136件ぐらいの6、7件の業者の方が利用されていると、今までに。いうことで、これはもちろん1件でも扱った業者の数なんですけれども、これが、ほぼお聞きしていると、関連業種ですね、住宅改修助成制度の関連業種としてあるのが210件らしいですから、そのうち今、言った137、8件ということですから、およそ、それこそ65%ぐらいに匹敵するんじゃないかというふうに思っています。このことは非常に大きな、今、浸透してる証であろうと。もちろんそこから、協働ですから、窓口になってないけれども、協力された方も、私がつかんでいるのも何件かあります。いうことですから、かなりの多くの方々が、この事業にかかわっているということが言えると思います。

そこで、私はこうした非常に大きな影響ですね、先ほど言いました17億円ぐらいになりますか。総事業費でいうたら、これが全部、この制度で全部埋まるかとは思いませんけれども、引き金になったことは事実です。この点で、これは不況対策、業者の仕事づくりという点でも、非常に大きな点だと思うんですが、改めて商工観光課長にお伺いしたいと思います。

これほどの事業が、新たにできたということについて、どのように考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。きょうまでの不況対策といいますか、町の方針としまして、新町になりましてからは、いわゆる地域内経済の循環ということを基本にいろいろと施策を打ってきております。この中で大きな政策だというふうに思っています。特に今回の住宅改修に

かかります窓口が広いということで下水、屋根、外壁や、オール電化、エコキュート、新築も、その中に十分入るわけでございますけれども、そういった中の今、言われました多種にわたる事業所が、この中で本当に大きな金額を動かしているということにつきましては、本当に、この取り組みにつきましては商工観光課としまして、商工会の中でも内容分析しておりますけれども、非常に効果のある事業であるということにつきましては、関係機関といいますか、団体とも共通の認識を持っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今ご答弁いただいたわけですが、改めて、私、今、変化ですね、いわゆる業者の方と、それから利用住民の方の意識の変化というかね、かかわり方の変化が非常に面白いことがいろいろと出てきています。

たくさん申しませんが、こういうことを言ってるんですね。何軒か業者の方や、それから利用者にもお尋ねしたんですが、やっぱり、こういう制度があるから、本当に、やれなかったことがやれたということがあったりですね、それから当初50万円ぐらいでしか金が融通つかないという話をしていた方が、その制度を利用することで、業者から聞いて改めて135万円ぐらいはしとかな満額もらえんなどという声の中で、あのことも、あそこも直していこうと、こういうふうにしてですね、実施的に掘り起こしの効果をつくり出しているとか、非常にそういう、うれしい話がたくさん聞かれました。業者の方も言っていました、先ほど言いましたように、自分だけでなく、仲間に呼びかけて仕事をしてもらっておるとか、こういうふうに広がりをつくり出しているわけで、本当に助かるということをおっしゃっていました。

こういう点で、改めて行政と、それから業者、消費者が協働で何か模索できるような、そういうことを僕は非常に実感をし始めています。この点で担当課なり、思いを、ぜひ聞かせていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 思いを言うてくれというようなことでございますけれども、毎日、2、3軒は申請がございます。

担当のほうも大変てんてこまいをしてるというふうな状況でございます、特に137業者さんが、今、使っていただいておりますというふうな中で、この制度をPRしてもらって仕事を取ってきなるというふうなことが、業者の件数を把握しております、そういうふうな住宅改修があるで、直したらどうだというふうなことで、仕事づくりというのですか、そういうふうな面に役立っているというふうにも思っております。

また、こんなことが、予想もしておらなんだんですけども、やはり町税を滞納している方は、この制度を使っていただけないというふうなことがございまして、申請があると調べるわけでございますけれども、やっぱりそうなる滞納されると、やっぱり使えませんよというふうなことをご報告せんわけなんですけれども、例えば1カ月とか2カ月とか滞納されとる方につきましては、もうそのまま払ってしまうわというふうなことが、当初はいろいろございまして、大体、件数までは把握しておりませんが、そういうのを全部含めると100万円ぐらいあったと違うかなというふうに思っております、これはもう全然、当初からも予定をしとらなんだというふうな状況でございました。

それから、補助金をもらわれたから、やっぱり新しい家に住んだんで、この際なので電気製品も買いかえようかだとかいうふうな、いわゆる補助金をもらったやつで、また投資をされるだとか、そういうふうなことが検査に行かせてもらって、そういうふうに感じました。先ほどもおっしゃいましたように、目に見えないところでたくさんそういうふうな活用をしていただいておりますかというふうな、私どもとして考えておるところでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がありませんから、1点だけ。

私、一つのねらい目だった下水道事業ですね、これが去年は22%ぐらいであったわけですが、それは優先順位で統計を取ってますから22%ですが、実質的には下水道課長のほうで抑えているのかな、それぜひ教えてほしいなと、つかんでいたら。下水道関連でしていた事業はかなり広いと思っているんです。そういうことと。

それから、時間がありませんから町長に、この点で今やられてきた経過の中で、どうお考えになっているかお伺いしときたいと思っています。

課長、まず。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） それでは、私のほうから下水道関係につきまして報告させていただきます。

平成21年度から、この事業が始まったわけでございますけれども、平成21年度につきましては、全体の接続件数が250件でございました。これは公共も特会も全部含めてまして、3地域含めて250件でございました。そのうち3年経過をされて利用された方が195件ということでございまして、全体のうち3年を経過された方で、これを利用された方の割合が78%というふうなことで、本来ですと、なかなか接続まで手が、今のこういう経済状況ですので、手がつけられない状況であったものが、今回の、この制度によって3年経過された方を接続しようというふうな気持ちの掘り起こしができたんじゃないかということで、下水道課といたしましては、大変喜んでおる状況でございます。

ただ、そうかといって、申請件数が昨年と比べて毎月、毎月大きく伸びておるといようなことも、状況でもございません。多分、それ以上に今現在の状況が悪いということであろうかということで、下水道課として考えてますのは、この制度によって急激に接続の申請がふえたということではなしに、何もなければ接続がもっともっと減っておったであろうところが、現状維持で何とか踏みとどまっておるといようなことで、下水道課としてはとらえております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この制度を議員の皆さんからの、そうしたご提案もあって取り組ませていただきました。若干、これにもやはりタイミングがよかったといいますか、ラッキーだった部分がありまして、やはり経済対策臨時交付金等々の、そうしたものがあつたから思い切れたんだというふうに思いますし、これは3年間という期限を切つての施策でございますので、今のところ、この3年で、できるだけこの期間に、有効なうちに使っていただいて、いろいろな改修、あるいは下水道の接続をお願いしたいというふうな考えております。

7 番（伊藤幸男） はい、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、21年度の決算について、若干質問をさせていただきます。

21年度はですね、町長の1期目の最終仕上げの予算として、最大のテーマ二つありました。一つは、第一次総合計画の事業推進。二つ目には、行政改革大綱の目標達成に向けての改革の取り組み、これが、二つが21年度の最大のテーマだったと思います。

21年度の当初予算のときですね、示された、当初予算における行政改革効果見込みというのがあるわけですが、これで行きますと一般会計が4,817万2,000円。それから、特会が280万円。それから人件費が8,346万1,000円で、合計で1億3,443万3,000円の効果が見込まれております。今回、この行政改革大綱の22年度の決算では2億8,100万円の効果が実績として示されております。

当初予算はですね、予算の計画では1億3,400万円でございますので、ざっと1億5,000万円ほど効果が上積みされたのではないかなというふうに思うんですが、具体的にどの部門が効果として行政改革の実績として上がっておるのか、これは企画財政課長にお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一応、行政改革の実績を出させていただいております、この2ページに主な行革実施項目の削減目標額を年度別に出させていただいております。

1番の職員数の削減と給与の抑制につきましては、21年度目標が1億1,100万円でしたが、これが1億1,200万円。それから、公共施設の統廃合と民間委託が500万円の予定が600万円。事務事業の縮小と資源の集中、5,300万円の予定が7,500万円。それから、自助、共助の推進200万円でしたが、2,800万円。それから、特別会計公営企業の対策につきましては、1億700万円を予定しておりましたが、4,300万円。

それから、歳入の確保ということで1,700万円と、こういうような実績で2億8,100万円という数字を出させていただいております。削減目標額に対する実績額ということで報告をさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） これは、赤松議員も質問されておりましたけれども、この実績表は、私わかるんですけども、21年度の当初予算のときの見込み額は1億3,000万円ほどだったんですよね。やっぱり1億5,000万円ほどふえておるんです。ですから、この当初予算に比べて、どの部分がふえたのか、ちょっとわかっておたらお示し願いたかったわけです。できたら、款別に教えていただいたら一番ありがたいんですけども、当初ということは、当初予算では総務費、民生費、衛生費それぞれの、この行政改革の効果見込みが上がっておるわけなんで、ここでは、この決算書の資料では事業別になっておりますけれども、款別に、わかればお示しを願いたいと思っております。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

申しわけございませんけれども、その款別にまとめた資料というものを作成いたしております。

るので、現在のところ、それにお答えすることができないということでご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は、なぜそういう質問をしたかといいますと、ここに具体的に、24年度のときの計画があるわけです、21年度の計画が。これはご存じですわな。これ財政課長がつくられたと思うんですけども。これの計画に基づいて、どのぐらいの進捗状況、あるいはプラスされるものがあつたのか、どういう事業があつたのか知りたいわけなんで、お尋ねをしておるわけなんです。これでいきますと1億3,400万円の効果ほか書いてないわけですけども、実際には2億8,100万円の効果があるわけですよ。だから、そこら辺の内容が知りたかったということです。できたら、この款別の効果もですね、後で結構でございますので、知らせていただいたらありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでですね、もう一つちょっとお尋ねしておくんですが、これを見ていきますと、私ちょっとチェックさせてもらいました。ほとんどこの項目どおり、事業どおりですね、できておるというふうに、私は認識をしておるんですけど、ただ一つできてないのがあるんですよ。これは福祉課長か保健課長かちょっとわかりませんが、これは117ページですか、社会福祉団体等支援事業の補助金が、これは半額ということになっておるんですが、半額どころかですね、50何万の決算が打たれておるわけですけども、これはなぜこの、これは行政改革の21年度の見込みの中に上がっておるわけですけども、これができなかったのか、その成果が得られなかった理由がわかたら教えてほしいというふうに。

ここの117ページの社会福祉団体等支援事業の中の、社会福祉団体等活動事業費補助金というのがあるんですよ、これは58万7,500円上がるとるんです。当初、この予算で見込み額を計上されておったんですけども、そのときには20万円の半額で、たしか10万円の削減ということになっておったというふうに思います。しかしそれが、10万円どころか50何万円も出ておるのは、これは行政効果が上がってなかったかなというふうに思うんで、この理由があればですね、示していただきたいなと、こういうふうに思うんです。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この社会福祉団体支援の事業でございます。これが逆にふえているんじゃないかというご指摘がございました。内容を申し上げますと、これの58万7,500円の内訳のうち、遺族会への補助金が45万円ございます。それから傷痍軍人会への補助金が1万円ということで、あと残りが、その他ということでございますけれども、傷痍軍人会の方につきましては2万円の補助金を1万円に削減させていただいたという経過がございます

それと、遺族会でございますけれども、今までは遺族援護事業の中で、追悼式の中で故人といましようか、その亡くなられた方につきましては記念品代といましようか、そういったものを出させていただいておりますけれども、21年度からは廃止をさせていただきました。そのかわり、忠魂碑等、なかなか小さい、この遺族会の集落では維持できないということで、そういったことで、全体で連絡協議会をつくらうということで、つくっていただきました。そういったことでお互いに協力して、そういったことを忠魂碑等を守っていただくということで、新たに45万円の助成をさせていただき、そして先ほど言いましたように一人ずつに出してございました

記念品等のお金、約90万円程度でございましたけれども、それを廃止をさせていただいたということでございます。したがって、この遺族援護費につきましては、昨年度よりも90万円減ということで、そのかわりといいたいまいしょうか、内容的には全然違うんですが、その分が、この社会福祉団体等の支援事業ということで出させていただいたものでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 確かに21年度は遺族会の、いわゆる補助金といいますか、記念品が84万円ほど、全額削られております。ゼロになっております。それが45万円ほどこちらに移ったというふうに言われておるわけです。この効果見込み額そういうふうに示してあったわけですので、これは、20万円の補助金を10万円に半額しますというふうなうたってあったわけなんで、これができなかった、ただ一つ、この項目だけでできてないわけですよ。全部ちょっと見せてもらいました、これを。チェックしてもらいました。ですから、なぜできてなかったのかなということでお伺いしたわけなんです。今、説明を聞きましたら大体45万円ほど、これ遺族会が、この中に計上されておるといふことなんで、大体は理解をできました。一つほんなら、そこら辺は結構でございます。

次に、質問をかえます。一つ目の第一次総合計画の事業推進ですけれども、その中に、今回の資料の中の、決算の概要の中に自然と安全を守る町の基盤づくりでは、NPO法人の協力により、阿蘇海の環境学習を実施しましたと、こういうことが書かれておるわけです。

私も過日の一般質問の中で、阿蘇海の環境改善につきましては質問を申し上げました。阿蘇海の環境学習を実施したというふうに言われておりますし、この決算を見せてもらうと、決算の中に数字として上がってないわけなんです。決算というのは大体施策が数字としてあらわれておる、あらわすものが決算でございますので、どのようなことで、この学習活動が実施されておるのか、その学習内容とはですね、どういうことの目的で、どのような方法で、どういうふうなことで実施されたのか、その内容についてわかっておればお尋ねをしておきたいと。

これは環境関係というたら企画財政ではないんでしょうか、担当は、阿蘇海の。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

決算の内容としましては、環境関連の費用の中の委託料の「ひまわり夢プロジェクト」の中で出させておられるということでございまして。

14番（糸井満雄） 何ですって。

住民環境課長（永島洋視） 159ページの環境美化保全対策事業の中の13節委託料、「ひまわり夢プロジェクト」事業委託料、丹後の自然を守る会に31万円を出させていただく。161ページ。それの一番上の13節委託料、「ひまわり夢プロジェクト」事業委託料として、丹後の自然を守る会に31万円を交付をさせていただいております。この委託事業の中で、小学生を中心にした阿蘇海の環境づくりについての学習授業をやっていただいたということでございます。その内容につきましては、一般質問の答弁でもさせていただきましたが、EMだんごをつくって、阿蘇海に放流をしたり、そういう自然、阿蘇海を浄化する取り組みを現地でやっていただいたということでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そうしますと、この決算概要に書かれております自然と安全を守る基盤づくりとしての学習活動というのは小学生を対象にしてEMだんごをつくって、阿蘇海の浄化に貢献したいと、そういう内容で学習をしたと、こういうことでよろしいんですか。

議 長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） この委託事業の中につきましては、先ほども言いました内容のほかに、廃食油を回収してディーゼルエンジンの燃料にするBDFにする取り組みをしていく上での容器ですね、容器を購入して配布をしていただく事業だとか、それから、あとひまわりのプランターにひまわりの種を植えて、町をひまわりで飾っていただくと、そういう里親を、いろんな企業に募集をして、育てていただくというような事業だとか。あと、ひまわりの種を絞って、採油体験を子供さんにしていただくというようなことが事業の内容になっております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、答弁を聞きますと、阿蘇海の浄化とは全く関係のないようなひまわりの関係も出てきておりますけれども、私は、この21年度の方針で、いわゆる総合計画の推進ということをとらまえてみますとですね、もう一つ取り組みが弱いのではないかなというふうに考えております。と申しますのは、この第一次総合計画の中でも、一般質問でも申し上げましたけれども、阿蘇海の浄化を図るため、シープール事業の推進を図るとともに、住民とか各種団体だとか、行政が協力して実践づくりを、いわゆる仕組みづくりをつくっていくと、こういうふううたわれておるわけです。ですから、やっぱりここら辺の取り組みが、決算では全然あらわれてない。私は思っておるんですけれども、そこら辺の考え方、進め方というのは、どのように考えておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。阿蘇海の環境保護、これにつきましては各課にわたって事業を行っております。例えば、企画財政課でいきますと、これは一般に言います広報活動、そういったことをやらせていただいておりますし、それから、小学生から環境の、いわゆるポスター、これを募集いたしまして、それらの優秀作品について、パネルにして啓発するだとか。それから、住民環境課のほうでは実際に、その環境づくり、今言いましたような活動を行っております。

それから、建設課においては、実際の海の管理と申しますか、そういったものの中でいろんな取り組みを行っておりますし、また、農林課のほうでは浅水代かきですか、そういったような取り組みを行っております。したがって、各課にわたって、現在できる範囲でございますけれども、阿蘇海の環境整備にできることをやらせていただいておりますということでございます、決してなおざりにしているということではないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この阿蘇海の浄化につきましては、1町ではなかなかできませんので、宮津、そして与謝野町、伊根は入ってなかったと思う。だとか、京都府の各関係機関、それから天橋立を守り育てる会だとかいう、そうした民間の団体等で協議会をつくりまして、その中でいろいろと研究をし、そして、その府が中心ですけれども、いろいろと調査や実験をした結果を聞かせていただいて、それをそれぞれの団体、あるいは町で推進していこうという、名前を忘れ、ぱっと出

てこない、阿蘇海の環境づくり協議会だったと思う。協働会議でしたか。そういう形の中で、これには本当に婦人会の方も入ってもらったり、先ほど出ておりましたNPOの方たちも入ってもらったりで、そういう協働会議をする場所をつくりまして、それらに基づいてやっております。そういう意味では全く、先ほど申し上げましたように、我が町の明確に出てくるというのは、こういう形でございますけれども、そうした協議会に、協働会議に出させていただきます、いろいろそれぞれの町の取り組み等も紹介をさせていただきます、おのおの認識を一つにして頑張っていこうという、そうした取り組みも行っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、町長が言われましたように、阿蘇海の環境づくり協働会議というのがあるということは、私も聞いておまして、これは各種団体、京都府以下、宮津市も含めましてですね、各種団体が協力して、この協働会議をつくっておるというふうに言われておるんですけども、我々の目にはなかなか、この運動が目に見えてこないというふうに思うんです。決算でもどこにもこれは数字としてあらわれてきてないわけなんで、負担金でもないわけですし、ですから、もう一つ、この協働会議の仕組みづくりだとか、活動の内容が伝わってこないというのは非常に、私は残念だろうというふうに思います。

阿蘇海の浄化は、私は喫緊の課題だろうというふうに思うんです。ですから、もっと予算もつけてもらって、強力に与謝野町が主導的な立場を取って各自治体、あるいは京都府を引っ張っていくぐらいの、私は取り組みはしていただけたらどうかと、ですから、天橋立の世界遺産でも80万円ぐらいの予算がついとるわけですね。決算で78万8,000円の決算が打っておるわけですけども、阿蘇海の環境浄化についての決算は全然出てこないわけなんです。ですから、こういったことをもっともっとですね、やっぱり与謝野町が一番、阿蘇海にも面しておりますし、野田川を抱えておりますし、浄化について、私は真剣に考えるべきじゃないかなというふうに思っております。ですから、今までの取り組みを反省していただいて、来年の予算ではぜひ、やっぱり予算づけをして、この取り組みの方向づけしていただきたいと、このように思うんですけども、町長いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 与謝野町としてということよりも、今のところほとんど京都府の予算の中で、これが行われております。建設課のあたりといいますか、土木あたりでは港湾の関係で、海の関係で、阿蘇海のヘドロの上に砂を敷いて、そして、そのヘドロが舞い上がらないように押さえるような、そうしたことも京都府の主導でしていただいておりますし、それから、先ほども申し上げましたように、各課にまたがる話でございまして、先ほど、参事が言いましたように、浅水代かきというような取り組みも、この京都府下では与謝野町が初めて取り組んで、川を汚さない、海を汚さない取り組みの一つとして、そういう意識を持った形で進めております。ですから、もっと推進していこうという声を上げるということは大事なことであり、また、そうした合同会議の中でも、協働会議ですか、述べさせていただきたいと思っておりますし、それに伴って具体的に予算が要るようであれば、やはり町としても、そうしたことを提案させていただくことはやぶさかではございませんけれども、今の段階の中ではなかなか、ほとんどが府の予算でもって進められているというところでございます。



気持ちとして、十分、そうした自分の町のやるべき、果たすべき役割をしていくというような形で進めていきたいなというふうには思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 1町ではなかなか難しい問題で、特に海を抱えておりますと、これはやっぱり権限の問題もありますし、京都府に頼らざるを得ん場合もあると思っておりますけれども、与謝野町としてもね、町独自の取り組みとして、内部検討でもしていただいておりますね、環境改善に取り組んでいただけるように、一つご努力をお願いしたいなというふうに思います。

時間もありませんので、ちょっとかえますけれども、実は3月の議会の際に、私は住基カードの普及のことを申し上げました。これは国が助成措置を講じておるということで、住民サービスの一環として住基カードの発行を無料化してはどうかという質問をさせていただきました。

町長の答弁では、検討に値すると思うので、内部で検討したいという答弁であったんですけども、これも21年度の中で、どのような検討がされたのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

議長（井田義之） 住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。確かに3月議会の中で、そういうご質問がございまして、町長のほうからも検討をしたいというご答弁をさせていただいたということにつきまして、私のほうも記憶をしております。ただ、この住基カードが、既にイータックス等で普及をしかけて、補助制度がちょうどこととして終わったというふうに思っておりますが、その途中でございましたので、今まで発行した人も含めて補助金の対象にするとか、しないとかいうことになりますので、今回については見送らせていただいたということでございます。

また、住基カードそのものが住民の皆さんに、まだまだ普及をしているというような状況ではございませんので、事業効果も考えてしなかったということでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） もう時間がないのでやめます。また2回目に、また質問をさせていただきます。以上で私の質問は終わらせていただきます。

議長（井田義之） ここで、2時40分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時23分）

（再開 午後 2時40分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、21年度一般会計決算認定についての質疑を続行いたします。質疑ありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） 21年度の決算についてお尋ねをいたしますけれども、ページにしてですね、57ページの町債の部分なんですけれども、まず、この町債について26億円ほど町債、ことしの21年度の分の起債がされておりますけれども、若干、参考資料のほうは25億7,800万円というような、決算書と参考資料とは若干数字が違うんですが、その細かいことは抜きにしまして、26億円ほどの起債に対しての裏づけは何%ぐらいありますでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。決算書と決算参考資料の起債の額が違いますが、それは、若干、触れたんですけども、平成21年度の起債につきましては、公的資金の借換

債を発行いたしております。この借換債につきましては、借りて繰り上げ償還をする。お金がもう重なってるわけですね。それは純計をして、これはなかったものとして決算統計では扱っておりますので、決算書と、その決算参考資料と違うということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

それから、21年度の26億1,397万円でございますが、合併特例債が17億7,830万円でございます。これは70%の交付税算入でございます。合併推進債が250万円、これは50%でございます。

それから、一般公共事業債が360万円、これが30%でございます。防災対策事業債430万円、これが70%でございます。

それから、臨時財政対策債5億9,747万円、これは100%でございます。辺地債が1億400万円、これが80%でございます。観光その他が6,000万円でございますが、これは交付税措置はございません。災害復旧が1,690万円95%。一般廃棄物整備事業債が1,110万円、交付税措置が50%ということでございます。起債ごとには出してありますけれども、平均幾らということをちょっと出しておりませんので、これでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 平均が出てないということなので、わかりませんが、今の数字をざっと見せていただくんですね、どうでしょう、ざっとですけれども、75か70%ぐらいになるかなという気がいたしますけれども、70%ですと、なぜ私はこのことを問い合わせしとるかといいますとですね、今回は対策費が、いろんな対策費が21年度は出てまして、収入も大幅にふえたという形でありますけれども、起債額も、20年度からいうと15億円ほど、15億円から16億円ほど今期はふえております。それは今、裏づけが70%あるわけですが、70%ありますと18億円ぐらい、26億円の中の18億円ぐらいが裏づけがあるということでもありますけれども、ことは、21年度は公債比率といいますと、返済が、26億円の起債に対して返済が16億円なってるんですね。全く昨年と逆転してしまっておりまして、全く返済ができていない状況ですけれども、監査委員の方が参考資料に、9ページに評価を書いておられますけれども、対策費なんかふえているから、その分、差し引きして、こうなるというふうな評価でありますけれども、この辺は課長どのように考えておられますでしょうか。昨年は、若干、正味の返済が6億円、借金と返済とを差し引きますと、実際に6億3,000万円ほど返済してることになりまして、全会計からいいますと、今期はですね、9億何ぼふえとることになりまして、返済は一つもできてないのにふえてるという理屈になるんですけれども、今、監査委員の方が評価しておられるように、若干、特別な対策費がふえているから、そういうふうに差し引きして、そうなっているから健全だということで、再建団体にしては、まだ、そこまで到達しておりませんので、それは十分余裕はあるんですけれども、こういった会計の持ち方、返済の仕方というものが、本当に妥当かどうかということをちょっとお尋ねしたいです。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、起債の元金を少なくしていこうと思いますと、当該年度に返済する額よりも借入金額を

抑えていくと、そうすれば年々償還元金は減っていくということでございます。それを一応、肝に銘じておるわけでございますけれども、21年度につきましては、これは経済対策がございました。そういう中で、経済対策のお金を使い切るということにいたしますと、ぎりぎりの予算を組んだんでは、これ厳しいわけです。入札減があったりいろんなことがあります。ですから、若干、余裕を見て、それが十分使い切れるような予算を組む必要があると、そうなりますと交付金の額をオーバーしますので、その裏には起債を充てなきゃいかんということで、起債もふえております。

それから、交付税のかわりということでございますけれども、臨時財政対策債、これは100%の交付税算入でございまして、これも年々ふえてきておるということでございます。いわゆる例外的な赤字地方債ということでございまして、これがふえること自体が国の財政にとってどうなんだと、交付税特別会計にどうなんだという議論があるわけですが、しかしこれは交付税の足らん分を肩がわりするという分でございますので、これを借り入れしております。これ年々増加してきております。21年度も、かなり上がりましたが、22年度もさらに上がっておるという状況でございます。ですから、普通の起債は減少しつつあるんですが、これがふえますので、起債残高が上がってきておるという状況もでございます。

それともう一つは、一番大きい借金なんですけれども、いわゆる岩滝、野田川地域で有線テレビの拡張事業を行いました。これは平成20年度からの繰越事業でございますが、これに合併特例債を16億8,090万円、これをしておるということでございます。こういう大きな事業が重なったということ。それからもう一つ、やはり経済対策ということで臨時的に公共事業等を推進して、いわゆる景気対策にしていこうという趣旨でございますので、やはりその趣旨に乗ったならば、ある程度、起債も借りてやっていく必要が、臨時的な措置が必要だということでございますので、起債の発行が多くなったということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

- 12番（多田正成） 説明を聞いていますと、若干は理解できるんですけれども、その考え方として、今回は経常収支比率も90%と、目標が達成されております。それは監査委員の方が指摘というのか、評価されておりますように、そういういろんな対策費がふえたため、そういう歳出になるということをあらわしておられると思うんですけれども、やはりこれは、先ほども、どなたかの答弁で課長が公共事業には経済対策が若干あるだろうと言われましたけれども、21年度のような特別な臨時交付金というものは、年々、国の財源も少ないものですから、経済対策は打つてくると思いますが、それを見込んだ決算方法では、私は将来に禍根を残すというふうに思います。やはりこういった、そういった収入が特別にあるときに、いかに返済をしておくかということなんですけれども、プロ的にいいますと、生活水準、平準化ですか、それに対して、この起債比率のあり方も交付税の算定になってくるんでしょうから、そこら辺は専門的に、課長でないと、ちょっと僕ではわからないのですが、そういった影響はどういうふうになるんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。確かに臨時交付金がたくさん参りました。しかし、この臨時交付金を活用して借金返しをするということにはできないわけですね。その目的に添

った使い方しかできないと。ですから、そらいろんなことを考えてですね、通常の事業に交付金を充てて、一般財源を浮かせて借金返しをすると、そんな手法もあるのかもわかりませんが、例えば、それは趣旨に合わないわけでございます。それから、やはり財政運営というものは、財政論だけで語れないところがあるというふうに思っています。

いわゆる財政の健全化を図るためには、借金をしないほうがいいということは、これは当たり前のごとでございます。しかし、借金もしながら、いろんな時代、時代に応じた与謝野町にとって必要な施策をとっていく、それが財政運営だというふうに思っておりますので、健全財政論だけで財政が語れるものではないんじゃないかというふうに思っております。ですから、平成21年といいますのは、国の経済対策もございましたし、そういった趣旨にのっとなって、臨時的ではございますけれども、景気の底上げに努力をさせていただいたということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 課長は財政的にですね、我々の民間の決算の考え方、財政の考え方と、行政の当然、交付税の参入されるいろんな対策がとられる中での、収入の中での財政ですから、1年、1年、健全にどうしていくかということになるんでしょうけれども、やはり借金が100%交付税で参入される。起債が100%裏づけされておるなと思うんですけども、やはり年々、ここ過去3年ほどを見ましても、年々、起債額がふえておりますし、残高もふえております。これは将来についてのツケが回ってくるわけですし、私はやはり、その年、その年の収入によって、若干、その起債をいかに減らす。ただ、先ほど言いましたように、交付税算入に、ようけ借金しとるほど、ようけ交付金がおりてくるんだというような算定方法があるなら、それも一つは戦略かなというふうに思いますけれども、課長は、その辺はどういうふうに思われますでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。確かに借金といったもの、ご指摘のようにあまりせずに、この行政運営をしていくと、そして、健全財政を堅持しながら必要なときに投資をしていくという気構えが大事だろうというふうに思っております。

もちろん、その起債をする場合にでも理屈のいい起債、いわゆる交付税算入の高い起債をねらってやってくいということが大事だろうというふうに思っております。しかし、全く起債をせんというわけには、なかなか事業は成り立たないということもございます。やはり実質公債費比率ですとか、経常収支比率ですとか、そういった、いわゆる国の基本となる財政指標がございます。これらをやはりオーバーしないような財政運営ですね、これを心がけていく必要があるだろうというふうに思っております。

もちろん、どんな事業をするんでも、貯金を重ねていって、借金なしで貯金をおろしてやるということが一番望ましいのしょうけれども、なかなかそれでは、急ぎの世の中に間に合わんということでございますので、借金もさせていただく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） そういった考え方もありますし、健全な方法で運営していただきたいなと思っておりますけれども、若干我々町民から見ると、そういったあたりも工夫をしていただくのが、あのもの

かなというふうに思っております。

それでは、次に、3ページの固定資産税について、ちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけれども、これも固定資産も年々ふえておりました、前回、一般質問で町長にお尋ねして財産のある方は担税力があるというふうにおっしゃいましたけれども、それは確かに、そのとおりだ。財産があるのだからですけれども、お金のあるのと、財産のあるのと違うんですね。税金はお金がないと払えませんし、財産は売れないと銭になりませんし、その辺のことをわかっていただきながら、申し添えたいんですが、一番滞納率も、高齢者の方が年々ふえているようであります。これは跡継ぎが外に出られたり、ないということでもありますけれども、それも赤松議員が質問をされておりました。その保育料なんかと同じことで、子供か、おじいさん、おばあさんかと、高齢者化という問題につきまして、そういったあたりが、何か制度で対策措置というのか、相談というのか、そういう制度を設けて、そういった方の相談を受ける。たまたま、こちらからどうしなさいとは言えませんが、そういった方が、もしおられましたら、窓口に行って、その対処方法をしていただく。そして、将来に向けて、その制度があつて、そうなら将来、その財産はこうなりますよと、こうさせていただきますよというような相談の窓口を持っていただいて、相談していただかないと、もう80歳、90歳になりますと、若干売るのに売れない、そうかといって、そういう判断もつかない、固定資産税の請求書が初めて、ああ銭あれへんどうしようという形になって、対処方法がなかなかできないという問題がありまして、それを行政側からどうしなさいとは言えないんですけれども、そういう、今、健全なときに、そういう窓口の制度を持って、将来、それなら、その財産は、もしこうだったら、こうしますよというようなことの相談に乗れるような対策をとらないと、これは10年後には絶対に、これはもっともっとふえてくると思えます。町長、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前回は申し上げましたけれども、個人の財産を行政が、どう施行して、相談されても、こうしなさい、ああしなさいなんていうことは言えないわけですよ。それと、実際に税を払わなければならないというようなことにつきましては、それぞれの担当課、税務課なりが払えないことについての相談というのはさせていただきますけれども、基本はやはりお持ちになっている、土地をお持ちになっておられます、それはその方の財産です、変な話、お亡くなりなられたら、その財産は子供たちのものになるわけですから、当然、親が高齢化になったときに、やはり、その家族、親族が、この土地のことについても含めて、やっぱり生前の中できちんと相談をされたり、支援をしたりということが必要であつて、行政が、この財産をこうしなさい、ああしなさいとは言えないです、ちょっと入っておられる質問の趣旨が、ちょっとわかりかねるんですけれども、税の相談なら税です、それぞれの福祉の相談なら、その担当課が対応させていただきますことについては、これはやぶさかではございません。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 町長のおっしゃるように、その法的にはできませんし、行政のほうから、そんなもの、出かけていって、そんなことは言えないんですけれども、現に高齢者の方の滞納がふえておるといふことですね。これはどういう現象かといいますと、想像していただいたらいいんですけれども、1年、1年、さらに年をとっていくわけですから、若い方もおられますけれども、最

後は若い方は、こんなほうに帰ってきてどうのこうのといいません。そうすると、財産放棄をしたり、そうなってくると町にとって得策かどうかということを、私は尋ねておるだけで、法的にも町の行政としても、そんなことはあらかじめ個人の財産ですから言えないことは十分わかって説明しているんですけども、そういう現象が将来10年、起きてくると、さらにこれが拡大してくると、私は想像しておりますので、その辺の考え方を聞いておるだけで、法律としてはないのに、それはわかってものを言うておるんですが、その辺を聞いておるんですが、町長、どうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この件につきましては、どこまでいってもかみ合わない議論だというふうに思っております。行政としてできる範囲での、そうした相談や支援はできますけれども、個人の持ち物である土地、財産について、それをどういうふうに処分される、悲しいかな、そのまま放棄されて、それが残るといふこともあるでしょうけれども、それはその方々が、どういう格好で処分されるか、個人の問題だというふうに思っておりますので、それを行政が口を出すということは、これは非常に公平性に欠ける話だというふうに思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ちょっとおわかりいただけないというのか、その辺の、確かに町長のおっしゃることも、法的に言いますとわかるんですけども、この町の現象として、そうなりやすいということがありまして、現にそれがふえているのではないかと、これが町の得策ですかということを聞いておるんですけども、得策だったら、町長のお考えで、私は十分いいと思います。その辺どうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 得策とか得策でないということではなしに、そういう、現実にはふえているかもわかりませんが、一人一人の個人の財産ですし、それが払えるか払えないか、払えないときには、その方が、やはり税務課に来ていただいて、やはり、どうしたら払っていけるかという相談については、我々はお相談することはできますけれども、その財産をどうするだとか、こうするだとか、土地が、あるいは家が、空き家がふえてくから、町は何とかせいということについては、これはもう全然次元の違う話でございますので、その件については議論ができないということをお申し上げているので、これ以上、議論をしても難しいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それなら、その辺で、これはかみ合いませんので、とめておきます。

それとですね、もう1点、これはだれになるのでしょうか、3ページなんですけれども、たばこ税についてですけども、たばこ税も減収になっております。しかし今月、10月1日からたばこが大幅に上がるわけですけども、その辺の収入の、税収の見込みはどのようなふうに考えておられますでしょうか。

議 長（井田義之） 先ほども言いましたように、これも大事な話かも知れませんが、今21年度の決算をやっておりますので、あまり見込みについては、置いておいていただければありがたいと思います。

日高課長が答弁するそうですので。

日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。ことしの10月から、たばこが値上がりします。それで1本当たり、一箱でいきますと約100円から110円値上がりいたします。それで21年度でございますが、今の時期を比較いたしますと、本数的には69万8,000本ほど数が減っております。金額的にいきますと226万7,000円ほどの、今の時期の対比でございます。したがって、今後の単価は上がるわけですから、それによって、若干このまま喫煙者、それから喫煙数が、そのままありますと、その上がった分で追いついていくだろうなという算入はできますけれども、実際、またこれを機にやめられるという方の話なんかを聞いておりますので、今のところは少なくなるという予測をしております。できましたら、前年並みの税額を確保したいと、そう思いますが、これは吸われる方々のいろんな志向等にもよりますので、ある程度の時期が来ないと、結果としては見込めないというので、ご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。22年度の分に入ったかと思っております。失礼しました。おわびして訂正します。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

8 番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、決算参考資料のほうから順番に質問をしていきたいと思っております。私は、主な政策の成果、概要調書というのがございまして、この中から質問をさせていただきます。

今回は、ちょっと後ろのほうからいこうかなと思っております。まず最初に209ページにございます子ども自然体験事業でございます。これはお子様チャレンジという形で21年度も実施されまして、この件につきましては、ことしの6月でしたか、浜名湖で行われまして自然体験学習で大きな事故がございまして、皆さんも記憶にあるのではないかなと思っております。多くは申しませんが、動かなかったボートを搬送するときに転覆して女生徒が一人亡くなったという、非常に悲しい事件があったわけですが、これ後の報道とかを見ておられますと、いろいろと学校の過失なんかが見えるようになってきております。やはり安全第一といいますが、これが一番であるべきですが、そこで昨年、行われました、この自然体験事業の中で、例えば事故等、そんな大きな事故でなくても、ちょっとした事故でも、もしあれば報告をしていただきたいと思います。いかがですか。担当課のほうにお願いいたします。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。21年度サマーチャレンジ事業を実施いたしました。8月4日から7日ということで3泊4日でございます。対象というんですか、参加者40名の枠を持っておりまして、参加者は39名、ご都合により1人欠席ということでございます。その安全対策ということでございます。大きな事故が浜名湖のほうでありまして、21年度に関しては児童が自転車、マウンテンバイクからブレーキをし損ねて手首を骨折したという例が1例ございます。あとについては、大きな事故はなかったということでございます。重々安全対策については、40名という枠を守りながら、それからスタッフの体制等も考えて、できるだけみんなで児童・生徒を見れるようなことも考えておりますし、それから事前にコースを下見をしたり、それから

〇ECというんですか、指導者についても、指導資格を持った指導者もお願いをし、十分に安全対策を行っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この安全対策の考え方とか取り組みをお伺いしようと思ったんですけども、今、ずっと答弁していただきましたので、今後とも、そういったあたり気をつけていただいでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、172ページで保健課になりますが、この中で一番最初にブックスタート事業というのがございまして、これたしか、僕の記憶では合併前にやっておられたところと、合併して一律にやられたというふうに記憶しておるわけですが、昨年も180セット購入で170人の参加実績という形で上がっております。これは非常に好評でございまして、前にも、この場で言ったことがあるかも知れないですが、本もそうですが、その本の入っていた袋を片手に図書館に本を借りに来るといふ、そういったほのぼのした光景も伺っておるわけですが、今、ほかの自治体では、このブックスタートに加えまして、学校に入学するときにセカンドブックという形で贈呈されている、入学のときにされている事業も、また、その後、サードブックというふうに引き続きやっておられるところではございますが、そういった、やはり学校に入るときには、また、本を、読書をプレゼントするという形で、ことしは国民読書年でもありますし、そういった読書環境が大きく前進するのではないかとこのように思っております。このあたりの考えについてお伺ひしたいと思ひます。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員、お尋ねのブックスタート事業についてお答えしたいと思ひます。

この事業につきましては、合併前から取り組んでいる、旧岩滝町では教育委員会が実施しておりました。野田川町では保健サイドでのというふうに聞いておまして、合併後は保健課で担当させていただいておることとございまして、現時点での事業といたしましては乳児健診、あるいは離乳食教室等の数カ月の赤ちゃんを対象に、この事業を、絵本2冊をお渡しして図書館の司書と保健師とが読み聞かせ等のご指導もさせていただきながらお渡ししているという状況でございまして、子育ての一助となるべく事業として取り組んでおまして、図書館でも相乗効果として図書館の貸し出しの本の利用も広がっているというふうなことというふうに聞いております。

それで、現在のところ保健課サイドといたしましては、今、取り組んでいる、その対象年齢の子供の事業を継続していくというふうなことを思っております、あと、セカンドブック、サードブックというふうな、就学前に近づくに当たっての事業の取り組みということにつきましては、現在、保健課としては考えていないという状況でございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 例えば、教育委員会のほうでありますとか、図書館のほうとか、ああいったあたりと、また、連携されるというのは、お考えのほうはどうですか、お伺ひしたいと思ひますが、学校のほうになるんですけども、教育委員会のほうとかは、見解は難しいですかね。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。ブックスタート、これはあくまで子育ての観点から出てきた



事業でございます。そして、特に親子のつながり、それを大切にしながら育てていこうという、そして、早くから読書ということに親しませるといふ、そういう観点だと私は思っております。先ほど、泉谷課長がお答えになりましたように、私はこれはあくまでも保健、担当は違いますが、ここでしたら保健課ですからね、保健課がやはり、これは担っていく事業だと思います。私、旧町でも、それはそのように言わせてもらいました。当然、図書館等、図書室でしたけれども、それを所管しています教育委員会といたしましては、その事業に協力は申させてもらおうと。しかし、事業の主体は保健課、そちらのほうでお願いしたいと、と申しますのは、先ほど議員さん、ことし読書年だということをおっしゃいました。確かに国民が広く、その読書に親しんでいく、親しもうという、それを進めていく、その運動の年だということになります。それはやはり多くの国民がかかわればかかわるほど、そのねらいが達成されていくものだと、そのように思っております。

ところが行政の悪いのは、あつこれは読書だ、教育委員会だと、そういうふうにすぐ考えるところに、逆に言うたら、その運動の広がりやを狭めていくということですね。そこを私は憂うわけですね。やはり多くの者が、そのことにかかわることによって、その関心が高まり、そして、広がるものだと、そのように思っております。したがって、私どもいたしましては、このブックスタートの事業が国を挙げて推進されたときから、教育委員会としては、その所掌事務の範囲において、やはり全面的に協力するものとして、そうしたスタンスで今日まで来させてもらっているつもりでございます。以上です。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それこそブックスタートをスタートさせようと思いましたが、今、塩見議員の顔を見て思い出したんですけれども、たしか旧町のときに塩見議員がご提案されたことだと思っております。その取り組むときに、絵本というものが一つのツールであって、親と子が、本を見ても読めないというか、絵を見ているのがわかるか、わからないかの子供たちに、それをあげるわけですから、そこで、それを介して親と子が、やはりコミュニケーションをとる、そういう場として赤ちゃんに読み聞かせる、そのことが意味がわかるか、わからないか、わからないですけれども、そういうつながりをする、初めての子供を持った方なんかは非常に不安もあるでしょうし、そういう中で、これをスタートさせることで、みんなで子育てを応援しているという、そうした意識をお母さんにも持ってもらうために、これはいい事業だなというふうに思って導入したというのを今、ちょっと思い返したんですけれども、ですから、本を読むということよりも、親と子のきずなを深めるための一つのきっかけづくりだというふうにご理解がいただけたらというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ブックスタート事業に関しては、私も、この事業の目的というのは、そういう、今、答弁あったような認識でおるわけです。今、言いましたのは、このセカンドブックとかサードブックというのは、また、それとは別のあれで、目的と申しますか、が言いたかったわけで、今、教育長が答弁ありましたように、ああこれは、ここの事業は、この事業ではなくて、やっぱり保健課のほうで、そういうふうにご答弁があったので、教育委員会のほうはどうですかという形で聞かせてもらったのです。このあたりも、私は非常に値段も、これ例えば、今、計算しますと、

1人1,500円ぐらいで事業をされまして、28万3,000円の事業費ですが、同程度であれば、大体同じぐらいの予算でいけるのではないかなというふうに思っております、一冊でもいい、二冊でなくても、そのあたりも、もうちょっと、またね、一度検討していただきたいなというふうに思っております。

続きまして、139ページでございます。マイクロバスの運行事業でございますが、この運行回数を見ておりましたら、前年度439回で、21年度は、前年度というか、その前ですね、635回と、非常に利用回数というか、運行回数がふえているわけです。これで利用回数の推移といたしますか、経過といたしますか、見通しをいうと、また、ちょっと語弊があるのであれなんですけれども、その利用実績の推移なんかを、ちょっとどのように分析されているのかなという、このあたりをお聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長

総務課長（奥野 稔） 浪江議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

昨年に比較しまして、マイクロバスが運行回数がふえております。これにつきましては、学校の関係、それから保育所の関係、それから社協の関係と、そういったものが多くなっております。そういったことで、そういったところが活動を活発にされてるのかなというふうに思っております。私、430から635回というふうに、かなりふえております。今後の、どうなるかということとはちょっと申し上げられませんが、どうでしょうね、この辺で落ちつくかなという、私自身のあれはありますけれども、とにかく活動は活発になって、マイクロバスを利用しているというふうに、私は理解をいたしております。

議長（井田義之） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） そしたら、今、大体これぐらいの数字じゃないかなというふうにおっしゃっていただきましたが、私はまだまだ、こういった回数はふえるんじゃないかなというふうに思っております、今、マイクロバスが3台ですね、今、教育委員会に1台と、あと庁舎2台という形で、この台数がですね、適正なのかどうなのか、これからいろいろとお話を聞いておられますと、なかなかシーズンなんかはもういっぱい取れないなんていう話も聞いておるわけですが、このあたりですね、この利用回数と台数との兼ね合いの見解をお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今おっしゃられるように、確かに運行回数がふえておまして、3台をフル稼働ということになっておりますけれども、私としましては、やっぱり管理の、行革の関係もございまして。そういった感じで、今、車を、マイクロバスをふやしてまでということは、どうかなと思っております。マイクロバスにつきましては、やっぱり民業圧迫というようなことで、いろいろと言われておまして、これでもかなり利用者を制限しております。もう町に関係する事業だとか、そういった団体に限定させていただいてます。これでもって、また1台ふやすということになったら、そういったことの兼ね合いからも余り適当ではないんじゃないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） わかりました。次に、まだ時間がたくさんありますので、145ページにございます有線テレビの番組制作事業でございますが、これは21年度の後半あたりから試験放送で、

新しい設備とかで使われたんじゃないかなというふうに思っているわけですが、この中で、いろいろ事業内容が書いてあるわけですが、設備が非常に充実してきました、これからも新しい設備がどんどん入ってくる。そうした中で、自主番組ですね、特に21年度は256本自主制作されておりまして、事業内容を見てますと、各年代の町民に喜ばれる番組づくりを心がけたと。また、最新の放送技術を活用し、多彩な情報発信に努めたというふうにございます。このあたりですね、この事業内容に書いてある、今申し上げたことと絡めてですね、自主放送番組の内容について、少しお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） お答えをいたしたいというふうに思います。議員さん、ただいまおっしゃっていただきましたように、拡張地域につきましては、21年度につきましては、まだ、試験放送ということで、本格的に放送は行っておりませんが、工事が終わりましたご家庭から視聴はしていただけるという状況ございました。この中で自主放送につきましては、256本ということでございます。

内訳がありますけれども、町有線テレビのほうが独自に制作をいたします番組、原稿から考えて企画をしてというのは、それほどないわけですが、やはりどうしても学校ですとか、保育園ですとか、そういった行事の番組が多くなるということですし、それから、この議会につきましても、この制作番組の中に入れていただいているということもございまして、その日々の町で起きました出来事をダイレクトにお知らせしているというのが、日々の番組の制作かというふうに考えております。ただ、地域が拡大してまいりましたので、これまで以上にカメラマンが広範囲にわたって取材に出向いているということは今後、多く発生していくんではないかというふうに思っております。さらに、この放送番組については内容的にも多種多様になっていくんではないかなというふうに思ってますし、また住民の皆さんからの提供番組も徐々にふえてきているのかなというふうに考えておりますので、番組自体はバラエティになっていくんではないかなというふうに期待をいたしております。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そしたら、最新の放送技術を活用し、多彩な情報発信というのがございまして、これからですね、そういった設備ができて、実際、その内容ですね、コンテンツといいますか、番組の内容が非常に重要になってくるんではないかなと、このあたりを少しお伺いしたいんですけど、これはまたでよろしいです、はい。

そしたら、まだまだありますので、もう1点ばかり。161ページになります。これは福祉課になりますが、精神手帳交付事業ですね。そのほかに、その下には精神障害者通院費補助事業という形で交通費の一部を助成するという形で、この申請者数が55名、それから手帳の、精神障害の手帳が18件ということございまして、これですね、今、この精神障害の方というのが非常に多くなっているような感じを受けるわけですが、この実態といいますか、町のほうでそういった把握をされておりましたらお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま、ご質問をいただきました件にお答えしたいというふうに思います。ページは参考資料の161ページの（2）のところでございます。

身体障害者手帳の交付事業の関係で、身体障害者保健福祉手帳18件の方の申請がございまして、この制度につきましては、上限2,000円の、この手帳を取得するときに診断書が要るわけでした、実際には診断書料は5,000円かかったり、3,000円であったり、また2,000円であったり、病院によっていろいろなんですけれども、1件当たり2,000円の助成をさせていただいているという状況です。

ご質問の、この精神障害者の方の状況ということでご質問いただきましたけれども、今までは障害者手帳等の取得につきましては、いろんな助成の制度、例えば軽自動車税なり、自動車税の減免なり、乗り物に乗った場合の半額軽減等の特典といいましょうか、そういった制度がございました。しかし、精神障害者手帳の方の取得につきましては、そういった制度が整備されていなかったということで、特に手帳を交付してもらっても、余り使えないというようなことがございました。しかし、このバス等の運行のときにご質問いただきましたように、こういった身体障害者手帳以外の精神障害者福祉手帳につきましても、そういった町の条例、規則の中で、きちっと整備をしないさいということで、議会のほうからご指摘をされまして、それについて整備をさせてもらった結果、いろんな、先ほど言いましたように、交通の関係でありますとか、また、いろんな施設を使っていただくときの特典といいましょうか、障害者手帳と同じようなことの制度が受けられるようになってまいりました。そういったことから、現在、ふえていったというのではなしに、今まで申請されていなかった方が、きちっと手帳を受けられるということになったということで、ご理解がいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ふえていったというのは、ちょっと誤解があったかなと思うんですけれども、手帳とかがふえたのではなくてですね、そういった精神を病んでいる方が非常に多いような感じがするんです。ぱっと思い浮かべても、何人か思い浮かぶようなところの、そういった手帳云々じゃなくて、精神の障害者の方の実態把握といいますかね、なかなか町のほうでは、どこまでされているのかなという、このあたりと合わせてですね、町として、こういった方々にこういった手だてができるのかなと、こういった助成制度もございしますが、そのほかにですね、何かこれは一つ対策といいますか、対策いうたら変ですけども、アクションを起こすといいますか、何か手だてが必要ではないかなと思うんですが、このあたりをあわせてお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この今までは精神障害を持たれた方についてはご家族を含めて、なかなか外に出さなかった、出したくなかったという面がございまして。そういったことで、行政のほうとしましても、そういったことのニーズはないというような判断をしていたわけなんです、実際、そういったことではございません。昨年度から、この閉じこもりをされておられます精神障害者の方につきましては、この引き出しといいましょうか、そのグループホーム等といいましょうか、そういった機会を設けて、サロンみたいな制度を設けて、そして引っぱり出しをしております。したがって、そういった関係の障害者支援団体等とも協力しながら、そういった掘り起こしをしております、その方々になるべくサロンのほうに引っぱり出す運動を去年から実際、事業としてやっております、今後についてもそういった事業をご利用いただきたいというように思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そしたら最後に213ページ、ちょっとページがばらばらになって、すみませんけれども、文化財保護活用事業でございますが、これ町には、いろんな文化財といますか、史跡といますか、数多くあるわけですが、これの保存に関してですね、私の、まず認識を述べたいんですが、例えば、そういう文化財のものが壊れたときなんかは、そういった補修をしてもらえるとと思うんです。

それから、また例えば有名なところで、観光の方が見えるようなところなんかは文化財に行くまでの道中なんかも、例えば傷んだりとかして、草刈りとか、そういうんでも一定の補助が出ておるのではないかなというふうに認識しておりまして、それとは別に、例えば、山奥のとんでもないところにあるような、そういう遺跡も、ものが壊れれば、恐らく直してもらえるとと思うんですけれども、そこに行くまでの道中なんかはですね、いろいろと地域の方が整備されている、こういった方々にはですね、先ほど申しました、有名な人がたくさん訪れる観光地になってるようなところでは補助がある。しかし、だれも行かない山奥の、そういうところには補助が出ないというふうに認識しとるわけですが、まずこのあたりを、これで、この私の認識に合っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。今、議員言われました文化財の関係でございます。確かに町、それから府、国の文化財そのものについては修繕、修理等は補助金はございます。町、それから府、国の補助金を活用するというところでございます。今、議員言われました、そこに至るまでのいろんな道とかいう部分については、残念ながら補助金のほうはいたしてないというような現状でございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そこに至るまでの道中の、そういった整備は出してないということですが、例えば、たくさん、さきも言いましたけれども、たくさん人が訪れるようなところ、そういったあたりも全くありませんか、再度お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 残念ながら、教育委員会としては補助金は持っておりません。いろんな町道だとか、いろんなそういう事業なんかも活用していただいて農道とか、林道とか、そういう事業を活用していただいて、補助金を活用していただくという方法があるかと思いますが、教育委員会としては、その事業はございません。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 教育委員会としてはないという形だったんですが、そしたら別の形で、何かそういう地域活性化なんかのほうで出とるんかなと思うんですが、このあたりはどうですかね、だれか、わかる方おられませんか、答弁いただけたらと思うんですが、私の認識では、そういったところにはある程度、活動費といますか、草刈り等をしたりとか、表参道に行く道中のちょっと石垣とか、そういうのもたしか、そういった補助があったように記憶しとるわけですが、再度お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） ご質問にお答えいたします。今のやつにつきましては、また後ほど再質問していただいたら結構でございます。

まず、その観光地だとか、そういうところ、山奥はなくて観光地なんかあるんじゃないかという、その件に関してですけれども、いわゆる当町も加盟しておりますけれども、全国の史跡、保存の協議会がございますね。そういう例えば、その史跡でしたら、史跡の範囲がありますね。それを活用していくためには、やっぱり国の補助もあるわけなんです。だから、それを外れますと、そうした補助の適用はないという、そういうケースはあろうかと思えます。したがって、基本的に、先ほど課長が答弁したことには変わらないわけです。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） どうも私の認識が間違っていたみたいで、あれですけれども、要するにですね、そういった観光地、有名どころもそうですが、やはりそこに行く道中なんかもですね、一つの一体というか、このあたりもやはり整備もしていかなければ傷んでいきますし、また、それとは別にですね、今回申し上げたかったのは、そういったふだん目立たないといいますか、でも、そういう貴重な遺跡があると、そういった当たりをですね、地元の有志の方々が1年に一遍草刈したりとか、そういった掃除をしたり、そういう活動をされている方がございます。そうしたあたりで幾分か、こういった補助なんかもしていただければと思うわけですが、このあたりも再度、お伺いしたいと思います。どなたでもよろしいので、よろしく願います。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 今、教育長が言われましたように、全国史跡整備市町村協議会というふうなものがありまして、それは大体、国の補助が入りますので、大変大きな史跡の整備です。それにありますと、その周辺がいろいろと含めて整備されます。だから、古墳公園がございますけれども、あれが、ああいう公園の整備で聞いておりますと、ちょっと私のあれが間違いかもわかりませんが、そうした中で一番初めに、そういう整備された場所であるというふうに言われておりますので、ああいうものにつきましては、その周辺については、それなりに町も管理といいますか、そうした格好でお世話になっているということでございます。

おっしゃる意味はよくわかるんですけれども、その道にしましても、町道なのか農道なのか、林道なのか、いろいろそれぞれの、どういうんですか、守備範囲というのがございますので、いろんなことをあわせ考える中で、そうしたことで整備ができるようなところについては、そうしたものをかんだ中で整備をしていくということも一つの方法かもわかりませんが、そのためだけの、そういう補助というものは、今のところないわけでございます。

ちょっとした、例えばちょっとしたほこらだとか、いろんな形のものは、やはりその地域の方たちの力を借りて、草刈りをしていただいたり、管理をしていただいたりというふうな格好でお世話になっているというのが現実でございます。

例えば、あれ地蔵山古墳のところの公園がありますけれども、あれは幾地区さんの中で、そういうことを、保存会のほうでお世話になって、それに若干の補助といいますか、そういうものを出させていただいてますので、そういう形で取り組むということはあるかと思えますけれども、今のところ、そのみの修繕をするだとか、整備をするだとかいうような補助制度は持っており

ません。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、幾地の保存会の件がございましたが、やはりですね、こういったことも今後、非常に大事じゃないかなと思ひまして、先ほど言いましたように、山奥のところでございますが、こうしたあたりを必死に守っておられる方、本当にね、ジュース代ぐらいと言ったら語弊がありますが、こういった少しでも、何か今、町長おっしゃいましたように、何かの補助に引っかけ、使ってくださいというような意見だったわけですが、このあたりもですね、やはり今後、大事になってくるんじゃないかと思ひまして質問をさせていただきました。以上で終わります。

議 長（井田義之） ここで休憩をいたします。

ちょうど午後4時まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時45分）

（再開 午後 4時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、平成21年度一般会計決算認定の質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、21年度決算について質問させていただきたいというふうに思っております。

昨年は、このいただいた21年度決算の概要という資料によりますと、新規事業としては、いろんな事業が、ここに羅列をされております。まず21年3月からスタートした町営バス、それから有線テレビの拡張でありますとか、それから、腎臓機能障害通院の交通費の補助でありますとか、あるいは緊急雇用の対策でありますとか、あるいは住宅改修でありますとか、大変多くの事業が、21年度には新規事業として創設をされたといえますか、スタートをいたしました。そうして生臨交でありますとか、経臨交、公臨交とか、いろんな国の補助金、景気対策、経済対策ということで多くの補助金に来て、それを活用して、いろんな事業展開がなされ、そうして町も一定の成果を上げられたんじゃないかなというふうに思っております。

こういった、いろんな新しい事業の展開、そうして国からの経済対策、不況対策による事業推進、こういった一連の、21年度の事業をとらえて、その効果といえますか、そういう部分では、どのように振り返っておられますか、まずお聞きをします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 21年度の当初におきましては、非常に財政的に厳しくなるであろうという予測のもとに、予算編成をさせていただきました。先ほど来、申し上げておりますように、そうした中で町として取り組まなければならないこと、また、今のうちに投資をしておかないと、後年度では非常に難しいであろう事業、そうしたものを、取り組んだ一つの、掲げた施策が、ある程度思った以上に推進することができたというふうに考えております。

先ほども勢旗議員ですか、お答えしましたように、やはりある意味、初めの予想に反して、非常に、そうした経済臨時対策の、そうした交付金等々、町が今までできなかったことが、それらをうまく利用することによってできたという、そういったラッキーな部分もあったというふうには思っております。しかし、それが論議の中でもされておりますように、後年度に大きな負担を

残していくということになると、これ問題でございますけれども、おかげさまに、有利な、そうした形での事業展開ができ、将来の、ある程度の展望も見えてきたという点では、自分自身でも、また町民の皆さんや議会の皆さんや、町の職員も含めまして、みんなで力を合わせた成果ではなかったかなというふうに考えております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 新しい展望といたしますか、将来についてもそういう明るい兆しが見えてきたのではないかと、みんなでそういった意味で頑張ってきた平成21年度であったと、こういうふうに町長から答弁をいただきました。

私も、いろんな事業、先ほど申し上げたんですけれども、その中でも、こういうことに一番力を入れてきた、あるいは、こういうことは町として、もっと伸ばしたいとか、そういう思いで、その事業推進、事業の計画や、あるいは推進をされたということもあったのではないかなと、みな事業は同列だと、同じだということではなしに、これを伸ばしたい。あるいはこれをもっと生かしたい、そういう事業というのは、この中にもあったのではないかなと、その順位をつけるということがいいか、悪いかわかりませんが、町長の気持ちの中ではあったのではないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それは一番は、新しい町ができましたので、それぞれの町の、今までの歴史ややり方が違いました。その一体化を醸成するための一つの大きなツールとして、やはり光ファイバー網を引いてCATV、あるいは外との情報ができるインターネット、また安心・安全のための、そうした防災からも、そうしたことが取り組めたということが本当に一番大きな成果ではなかったかなと思います。

先ほど来も出ておりますように、そうしたツールを今後どう生かしていくか、また、それらについて住民の参画の元で、みんなの情報を共有していったり、あるいは交換をしていくというために、まだまだ今後も工夫をしていく必要があるかと思っておりますけれども、やはり一番大きかったのは、金額的にも張ります、この事業だというふうに考えております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 合併しまして、町の大きな課題であります一体感の醸成、私たちは、僕たちは与謝野町の町民であると、みな岩滝も野田川の加悦も同じ土俵、ベースの上に乗っているんだという、この気持というのは、非常に大事だろうというふうに思っております、そういった意味では有線テレビ、それが全町に拡張したということによって、その解消というのは図りつつあるのではないかなというふうに思うんですけれども、一方では、この議会でも、たびたび出ております行財政改革の中において、庁舎の統廃合でありますとか、いろんな、その施設を整理していくと、こういう段階といたしますか、そういう時期に町長も2年目になられまして、そういう年になってきたのではないかなというふうに思っております。また、先のことを言えば議長にとめられるかもわかりませんが、そういった意味では21年度というのは町長の4年目の最後の年だということで2期目につなぐ、いい終わり方という言い方はちょっと合わないかもわかりませんが、その今、申し上げた一体化の醸成のスタートができた。あるいは、その施設や、そういう統廃合に対しての一つのベース的な、そういう方向に行くんだということの確認も、あ



る意味ではできた平成21年度ではなかったかなというふうに、私は思っています。そういう面ではちょっと中途半端な質問になるかも知れませんが、これからを踏まえて21年度というのは一体化の醸成も含めてね、どういう年であったか、もう一度お伺いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり1期4年間の中で合併しました当初から、やりたかった事業、また必要であろうと思われた事業、そのツールを使って、いろんな面で今後の新しいまちづくりを聞く力を発揮してくれるであろう、そうした道具を持てたということは、これ大きなことだったと思いますけれども、この1期4年間の間に、やはりもう一つ町全体の第一次の総合計画が立てられ、またそれとあわせて行政改革大綱にのっとった中で、一つ一つの事業を確実に終えることかできたという意味で、本当に21年度は、そうした意味で、終わりではなしに、そこがまずスタートしていくと、そういう年でもあったというふうに認識しております。おかげさまで2期目を担わせていただきましたので、やはりみんなでつくった、そうした総合計画を進めていく。また、行政改革の中身を精査しながら進めていくことによって、この与謝野町がしっかりと基盤、財政的な基盤並みに一つの方向性を見定めた、そうした町として、持続可能な町として進んでいくことができる、そういう礎ができたというふうに認識しております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） それでは、財政について少しお伺いをしたいと思います。

これは概要ですね、21年度の概要の中の6ページに財政力指数でありますとか、あるいは經常収支に関するいろんな資料といいますが、数字が載っております。その中で財政力指数、これは3年間の平均だということで21年度は0.356と、こういう数字が出ております。昨年度よりは下がっており、こういう状況であります。しかし、その19年度、20年度、21年度、これ3年間の平均だというふうに思うんですけれども、単年度で見ますと19年度が0.370、20年度が0.360、21年度が0.338と、だんだん財政力、この数値というのは下がってきていると、そういう状況だろうというふうに思います。3年間の平均ですから、この単年度よりも平均は上がると、足して3で割るんですから、こういう結果になるんですけれども、こうして年々下がってくるということについては、どういうふうな見解といたしますか、思いを持っておられますか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ご指摘のとおり財政力指数につきましては、年々下がってきているという状況でございます。財政力指数につきましては、基準財政収入額を基準財政需要額で割ると、この数値でございます。基準財政収入額というと何かといいますと、いわゆる主に税金と譲与税、これをプラスをいたします。ですから、税金は年々下がってきておると、それから譲与税もふえていないと、唯一、交付税なり臨時財政対策債なんかはふえて、何とか予算を保っておるという状況でございます。ですから、財政構造的に自主財源は減っているというふうになっております。ですから、財政力指数で判断をするならば、いわゆる税金がどんどん減ってきているという状況でございます。決して好ましい財政構造にはなっていないということが言えるだろうというふうに思っております。以上でございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） このいわゆる基準財政収入額と需要額、これで割りかえしたものが、いわゆる財政力指数と、こういう計算をするんだろうというふうに思うんですけども、今、課長おっしゃったように基準財政収入額、いわゆる町税ですね、そういうものはだんだん減っているということでありまして、それから基準財政需要額、これが19年度が51億3,900万円、それから20年度が52億1,900万円、それから21年度が53億1,400万円ということで、だんだん膨らんでくると、需要もということなんですけれども、この需要が膨らんでくる理由というのは、どういうところにあるんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。まず、一つ言えますのは借金返しに対する交付税の参入、いわゆる合併いたしましたから、合併特例債を重点的に借りておりますので、これの償還が始まります。70%の交付税算入があるわけですから、需要がふえるという一因にもなります。

それから、いわゆる三位一体の改革以来、交付税の需要額が減少してきておったわけでございますけれども、ここにきて1.1兆円の交付税をふやしたとか、そういう施策が出てまいりました、そういう中で地方再生対策費ですとか、雇用の対策費ですとか、そういった新しい費目が設けられまして、交付税の需要額が増額になっていると、こういう状況でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） それから、経常収支、だれかの質問の中にもあったというふうに思うんですけども、21年度が90.0%ということで、目標としておりました、町の行財政改革大綱の目標というのが平成24年度で経常収支比率を90%に持っていくと、こういう大きな目標と、それから20億円の削減と、こういう大きな大目標を掲げてスタートをされました。

21年度が経常収支が90%、目標達成と、ことに限りですよ、こういうふうな見方もできるんだろうというふうに思うんですけども、前回、4.8%下回ったと、これは先ほど来、課長の答弁を聞いておりますと、いろんな経済対策や、いろんな国庫支出金が入ってきたと、そういうことも大きな影響があるんだというふうな答弁ではないかなと、だれかの質問の中で聞かせていただいたんですが、そうすると、そういうものは今後、なかなか予算的にも、国も経済対策というのはあるかもわかりませんが、今回のようなどんどどこんどこ、その経済対策を打ってくるというふうなことはもう考えられないというふうに思うんですけども、そうしますと、国の経済対策がなくなれば、今回は90という目標達成の数値までいっておりますけれども、これはまた、来年は上がるんだというふうな感覚といいますか、思いでおったらよろしいですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。平成21年度で90.0%、目標を達成したということでございますけれども、申し上げましたように、分母が大きくなったということについては、交付税等の財源がふえたということでございます。

それから、分子となります経常的一般財源支出、これが少なくなったということでございます。この少なくなったところに国の経済対策の効果があるということでございます。

それは何かといいますと、うちの課に例をとります。有線テレビ事業を担当いたしました。通常であるならば、人件費も経常的経費です。しかし、有線テレビという事業をした。その事務費

として人件費は普通建設事業に取れるということですね。ですから、その普通建設事業費に人件費なんかは何%取れるというところで、経常的経費から、いわゆる投資的経費に移っておるということでございますので、そういった事業がなくなれば、もとの経常的経費に戻ってくるということがございますので、来年どうなるかわかりませんが、22年度どうなるかわかりませんが、この90.0%を確保しようと思えば、さらなる行政改革を行っていかないと、なかなかこの達成は難しいんじゃないかという予想でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） 今後、経常収支の90%を維持するのは非常に難しいという課長の答弁だったんですけども、そうしますと、行革大綱の目標、平成24年度ですね、経常収支を90%に持っていきたいと、持っていくんだというふうな形でスタートして、きょうまで来たわけですが、21年度は90%になったと、あと22、23、24年度と3年間あるわけですけども、今の課長の答弁を聞いてますと、来年、再来年は少し上がるだろうというふうな答弁だったというふうに思いますけれども、24年度に、この行革の目標というのは達成する可能性はあるんですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。平成22年度決算数値は今後どう動くかということについては、まだわかりませんが、21年度と同じような期待をするならば、経済対策の交付金というものは、今のところ見込めないわけでございますけれども、交付税を1.1兆円増額したということで、与謝野町でも、いわゆる交付税と臨時財政対策債をプラスしたものが、かなりふえております。ですから、経常一般財源収入が平成21年度よりもふえると、税が減ってますので、それ以上に交付税等がふえていると、いわゆる分母が大きくなる可能性がございますので、そんなに悪い数字にはならないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、正直申し上げまして、税収が高まるということが一番望ましいわけでございますけれども、今後、いわゆる交付税制度を、どのように維持していただけるのかと、交付税、臨時財政対策債合わせたものが幾らになってくるのかということによって、大きく変わってくるだろうというふうに思います。

ただ、24年度までの目標として、経常収支比率を恒常的に90%に下げていくんだと、こういう目標がございます。その目標に向かってさらなる努力はさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） 厳しいけれども、そこに向かって何とか目標達成したいということだと思いますけれども、ぜひせっかく立てた目標で頑張ってきてようまで来たわけですから、24年度の最終年度には目標達成ができますようにご努力はいただきたいというふうに思っております。

それでは、農林課長に伺いたいというふうに思っています。

有害といいますか、獣害対策についてでございます。ご承知のように、大変クマが、与謝野町に出没をしております、非常に危険な状況に遭われた方もございますし、滝でありました。それから石川でも、人を襲う、人がけがされると、こういう状況もありまして、非常に与謝野町民の皆さんもそうでしょうけれども、とりわけその周辺の地域の皆さんは非常に心配であると、危ないなど、夜はもう外に出るのが怖いとさえ言っておられます。そういう状況でありますけれど

も、そのクマというのは捕獲、ドラム缶みたいなおりで捕獲をするんですけども、なかなか捕獲をしても、すぐに処置ができない。この間も滝でとれまして、私もずっと行っておった、農林課の職員さんも来ておられまして、2時間か3時間待っておらなんですね、あれ。麻酔を打たれるんですけども、それが神戸の会社といいますか、ある機関らしいです。そこから車を走らせて、この地域に来られるのが2時間から3時間かかるわけで、待っておらんなんと。こう言う状況で、猟友会の人や関係者やら、そうして、その立ち会いをして処理をされると。そら日中かがりだ、日中で済まない1日かかりだというふうなことだと、大変なことだとなというふうに思っております。動物愛護団体等の、どういいますか、物言いがとおるといいますか、そういう運動が実ったといいますか、そういう形で、クマは殺傷できないと、こういうルールになっているんですね。それはほかの、私の聞いたのは兵庫県では殺傷できるとか、できないとか、はっきりわかりませんが、殺傷できるのではないかというふうに聞いてますけれども、これはどういう制度で、どうなっているんですか、これ。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

クマにつきましては、京都府の捕獲の許可なり、それから捕獲後の処置が京都府の手にゆだねられておられて、クマ以外の、いわゆるシカ、イノシシ等、小動物関係は町のほうで駆除の許可が出せるわけですけども、クマについては一定期間を定めて、許可をとっておりを設置し、そこにかかったクマについての処置についても、京都府の必ず立ち会いがありますので、京都府が本町とやり取りをいたしまして、その方針に従って処理をしているというのが実情でございます。

それで、京都府におきましてはクマの、いわゆる管理計画を定めております。この中で一定の有識者の方々と協議をされて、その管理計画が立てられる過程の中で、一定個体数の管理というものをごどのようにしていくか、クマは保護もしなければならなし、それからふえ過ぎてもいけないというようなことから、一定の線が引かれております。これまでも申し上げてきております、機会があるたびに申し上げておりますが、一度捕獲されたクマについては、耳にタグをつけまして、その履歴を残します。

次にそのクマがもう一度かかったときにはパソコンで調べれば履歴がわかりますので、捕獲歴2回目であれば補殺処分をすると、ただし1回目であれば奥山放獣という形をとっているところでございます。

これに加えて、京都府のほうもいろんな地域事情に配慮していただきまして、今回の人身事故に発展いたしました現場におきます捕獲クマについては、2例とも補殺処分させていただいたというのは、京都府の、これは判断であったかと、こういうふうに思ってます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今回は、そうして、けが人まで出たということ、だから京都府も柔軟に、そういう対応にに応じていただいたんではないかなというふうに思っておりますけれども、これから秋になります。もっともその果物、カキだとかクリだとか実って、クマは必ず、それをねらってきます。本当に地域の安全はもちろんですけれども、特に子供の通学だとか、そういったことに非常に支障を来すといえますか、もう神経がぴりぴりきておるといふような状況だろうという

ふうに思っております。

これ課長あれですか、その今はそういう対応なんですけれども、これを殺傷してしまうと、出てきたら殺傷してしまうというふうなことは、もう少し京都府にかけ合っていて、そういうことはできないものですか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。与謝野町にも有害鳥獣対策協議会を設けております。この中では、代表区長さんなり、代表の農事組合長さんなり、あるいは、もちろん京都府、それから猟友会等、関係者一堂に介して年2回協議をさせていただいておりますが、その中で今、議員が言われますクマの件につきましても、大きな声で京都府のほうには要望をされております。できるだけ基準を緩和して、被害が減る方向で何とかしてほしいという声は届いているわけですが、京都府の本町ですけれども、の考え方としては、極端にこれを緩めるということにはなかなかならないのが現実ではないかなというふうに思っております。

今回、人身事故が2例発生をいたしまして、その件なり、それをその後、おりをかけまして、2例とも襲ったと思われるクマを捕獲したわけですが、一連の経過について、マスコミ各社にも、そういった内容をプレスをしております。そうしますと、全国からお手紙とかメールとか、役場に直接届けられるケースもございまして、クマをなぜ、そのようにして捕殺するんだというふうな意見も届いているというような状況でございまして、これはいろんな考え方があるかというふうに思いますが、できるだけ広範な意見を取り入れた中で、バランスのとれた基準というものを京都府のほうは考えているわけですので、これを極端に緩めると、変えるというふうなことにはなかなかならないというのが現状だということでご理解をいただきたいと思っております。

16番（今田博文） 課長、京都府だけ。

農林課長（浪江 学） これは都道府県が定めていると思っておりますので、例えば北海道のほうでしたら、ツキノワグマじゃなくて、ヒグマであったり、いろんな自然環境も違いますし、それから生息数も違うということですので、これは各都道府県に、その権限がゆだねられております。京都府においては過去の経過を踏まえて、今申し上げましたような取り決めがなされているということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 確かに、自然系全体を考えるとある程度の獣というのは必要なんだろうというふうに、私もある意味区での認識はします。しかし、人を襲ったり、もう怖くて夜、外に出てれないと、こんな状況がある限り、それはもう少し強い口調で、町もそういう事例がある、こういう状況だということも詳しく伝えていただいて、決して、今後クマによるけが人を出さないと、こういう思いでぜひ臨んでいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。私どもも農林産物はもちろんですけれども、人への、こういった事故が発生をしないことを望んでいただけですけれども、悲しいことに2例、クマによる人身事故が発生をいたしました。これは恐らく、10年どころではない、20年ぶりぐらいのことであろうかというふうに思っております。

目撃件数も昨年1年間で41件でございましたのが、ことしは4月から半年、今たちましたが、

既に180件を超えております。これを見ましても非常に、ことしはどんぐり等の実が山にない、本当に異常な年でございます。こういう中で悲しいことに2例、そういう事故が発生をいたしまして、町としましては、まず、区長会に加悦地域、野田川地域、岩滝地域に出向きまして、現状の報告と、それから臨機応変な対応、対応というのは町だけではなくて区や、あるいは住民の皆さんも対応していただく必要があるということで、協議をさせていただいたり、広報活動を強めております。その2例の事故につきましても、共通点が三つございまして、一つは朝夕の出来事であったということ。

それから二つ目には、カキの木があって、そこについていたクマであったということ。それから三つ目には、たまたま物音がして外に出られたときに、たまたま出くわして事故に遭われたという、この3点が共通しております、そのこのところを強く広報させていただいて、例えば身に鈴をつけていただくとか、朝夕の散歩、ジョギングには十分気をつけていただく、一人では外出しない、あるいは物音がしても不用意に近づかない、樹園地は特に危険というようなことをお知らせして、それぞれの方々が個人で、自衛で守っていただく、そのことも非常に大事だろうかというふうに思っておりますので、この機会に、そのようなことを申し上げて議員さんへのご質問とさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 課長、今、何点か防御策だとか、注意点をおっしゃっていただいたんですけども、それは何かの形で広報するなり、そういう形で進められておるのかどうかわかりませんが、ぜひ町民に周知をしますように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

時間があと2分ですので、1分になりました。もうできませんので、2回目にします。

2回目はコミュニティバスの関係やら、教育長の好きな公民館活動についてお伺いします。

はい、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは1回目ですので、21年度の財政運営全般について、特に行政改革、あるいは指定管理者制度、そういう関係についての実態と、それから、考え方について質問をいたします。

まず、行財政改革ということで、特に、この中身としては、人件費の削減、職員の削減が非常に大きなウエートを占めています。行財政改革の大綱では、基本は20億円の効果を上げて基金がなくなるのを、20億円の基金をしっかりと残すということと、経常経費90%、先ほどから言われてる。これが掲げられておるわけですが、この基本的な、まず職員の削減と行財政改革、これがどういうふうに考えられて進められているのか、21年度の取り組みがどうだったのか、この点についてお聞きをいたします。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。まず、職員の関係でございますけれども、職員数を類似団体並みの230人まで、将来的に減少させていくというのが一つの目標となっております。この資料に掲げておりますように、平成18年合併いたしましたときに、320名の職員数でございました。それから、年度ごとに計画を立てておったわけでございますけれども、

22年度は280名ということでございまして、40人の削減になったということでございます。目標の230人までは、まだまだございますが、それに向けて現在も進めさせていただいております。

その手法といたしましては、退職者数分だけ補充せずに3割程度を補充していった、その目標に向かってやらせていただいているということでございます。

それから、ほかに人件費といたしましては、人件費の削減ということで一般職の給料の3%、それから町長、副町長、教育長の人件費の5%、管理職手当の20%抑制ということで、2年間やってまいっておりましたが、3年目の今年度は実施をいたしておりません。やはり類似団体並みの職員数に、目標として今後も続けていくという計画に、現在のところ変わりはありません。以上でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 21年度の人件費は、最終的には130億円を超える予算ですが、これは一時的なもので、通常であれば、答弁にありました100億円ぐらいという、うちの町の状況でいえば、いう点から言えばですね、2割を切っているわけですね。19億円を超えたあたりですね。これが今、言われた類似団体並み、今後もそういう形で進めるとなると、これが1割になってくる、今から半分さらに減らすこととなりますね。聞いてるところによると。今でも類似団体並みで230億円というのが適正な行財政改革を目指す町の姿なのかどうか、この点に対して、もうそろそろ考え直す必要があるのではないかと。今までから指摘してきましたように、新自由主義の名のもとに、こういうものを減らすことがいかにも行政の目標であるかのようなことが言われましたが、こういう流れそのものが、あらゆるところで指摘があったように、弊害が起こって見直されてる時期ですね。職員の数というのは類似団体並みで決めるべきものかどうか、前から指摘していますが、改めて、この点を聞きたいと思います。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。いわゆる、類似団体並みということにつきましては、これにつきましては、そういう格好で進めていかないと、例えば、現在、普通交付税は3町合併しない条件のもとで、これらが算定されておまして、お金がふえております。しかし、10年たちますと徐々に割落としかかかってまいりまして、16年目からは、今の交付税から7億円から8億円減少するという状況でございます。

ですから、人件費というものを確かに、その交付税の中にも算定してはくるわけですが、その団体、その団体の事情で、それを算定するというものではない。やはり人件費の参入してくるのも類似団体並みでしか、これ算定してまいりませんので、じゃあ確かに、いろんな事情があるでしょうと、いろんな、団体事情があるでしょうと。しかし、それを類似団体よりも10人、20人多く使って、これがうちの標準的なやり方だとなってくると、その10人、20人分の人件費を、どのように捻出してくるのかということも、これは考えなきゃいけないことだというふうに思っております。

しかし、現在、類似団体につきましても、団体数が非常に少なくなっているという状況があります。合併が済みまして、それらが一連、整理できた時点で、もう一度見直してみる必要があるかというふうに思っておりますが、現状では230人を目標にやらせていただい

いるという状況でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この財政、いただいた財政見通しの資料を見ても、今、言いましたように10億円ぐらいに、11億円ぐらいに人件費を削減していくと、類似団体並みに。しかし、一方で公債費は17年度から見れば、はるかにふえる、5億円ぐらいふえる財政見通しを持っておられるわけですね。こういう行財政改革の取り組み、見通し、これが本当に行政としてふさわしいのかどうか、こういう点はやっぱり前から指摘していますが、検討していただく必要があるんじゃないかということ指摘をしておきたいと思います。

これはですね、特にこの間は、この21年、22年、23年は住宅改修助成制度も、この3年間、不況対策としてやるということに見られるように、町民の暮らしを支えるための取り組みが最優先されるべきで、この間、起債がかなりふえている、先ほども指摘がありましたが、これについてはですね、仕方がないというよりも、積極的に暮らし支援の取り組みと大事なことだろうというふうに思います。

しかし、その後も、この起債が一向に減らず計画になってないと、こういう形で21年度の行財政改革も、指摘していますように、全体が起債の問題については全くない、これでは本当の行財政改革にならないのではないかと、答弁されていますように臨時財政対策債、確かに大きいですけれども、普通の起債も、いわゆる投資額が10億円を超えると毎年。これで本当に財政がきちっと運営できるのかどうか、今言われた7億円、8億円の交付税が減っていく中で、非常に不安を感じるんですが、こういう点についてはいかがですか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。公債費がふえるという一つの状況の中に、今も野村議員からもご指摘がありましたように、臨時財政対策債の償還費も大きいということもご理解いただきたいというふうに思います。これは、交付税と同じ種類のものだということで事業する、しないにかかわらず、いわゆる経常一般財源的に借入れをしておるという状況でございます。それが、年々ふえてきているということが大きな原因でございます。

それから、起債の額でございますけれども、確かに、この1、2年有線テレビ等の大きな事業もございました。それから経済対策もございました。そういう中で、やはり財政出動も必要ということで起債の借入れも若干多くしてやっております。しかし、いつまでもこれが続くわけではございませんし、与謝野町の、いわゆる懸案事項、これを早いうちに片づけて、起債そのものの発行を抑制していく努力、これは必要だろうというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 任意財政対策債を除いても、先ほど言いましたように、普通建設事業が10億円を毎年超えるわけですね。当然、その分の起債がなければ、当町では事業が成り立たないんでね。起債がふえる形での計画になっています。今、課長が、いわゆるそれは見直しが必要になってくると言われましたが、そうであれば早くから、こういう見直しに基づいた財政見通しを取り組む必要があるだろうと、少なくとも23年までは、先ほど言いました町民の暮らしを支えるという点で起債がふえるということはある得ると思いますが、その後については、これは見直す必要があるだろうと、特に交付税が減っていく中で、その時点で、いわゆる28年から見直すというこ



とになってるわけですね。交付税が減り始めるところから起債を減らすという計画では間に合わないのではないかと、それを見越して、もっと早くから起債を減らしていかないと、公債費はすぐ減らないですから、これは再度、早急にもっと早くから起債を減らす財政見通しに基づいた行財政改革の取り組みが必要だというふうに思っていますが、これについてお聞きをします。

議長（井田義之） 吉田事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。財政シミュレーション的に、そういうシミュレーションを描いております。28年度からは13億円程度の起債に抑えると、この13億円の中には臨時財政対策債も含まれておるわけでございますので、実質の借金としては、いわゆる10億円を十分切っていくというようなシミュレーションであります。この起債の関係につきましては、毎年、毎年見直しを行っております。この財政シミュレーションを組み立てるときにも、幾ら程度にやっていくんだというふうなことで、毎年、見直しを行っておりますので、それらは、その年度の決算の財政指標等にも基づきまして、それは、見直しはさせていただきたいというふうに思っております。やはり行政は住民の皆様の福祉を守るために投資をしていくわけでございますが、やはりそれもルールがあるわけございまして、財政指標、あるいは税金の範囲内と、こういった原則があろうかというふうに思っておりますので、それは心がけて常々見直してまいりたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 当然、必要な事業、優先的に必要な事業はありますね。ごみの焼却の問題や、加悦中の建てかえ等あります。当然、それをやるということになれば、そのほかの部分をごりだけ削らんなんかということを経営的な財政見通しに基づいて取り組まない、単年度だけ見ていたのでは間に合わなくなると、通常の形ではなくて、やっぱり合併した町なんでね、交付税が大きく減ると、それまでに減らさんなんという状況にあるわけですから、通常の町のように1割の投資なら健全だと思いますが、それをさらに今から減らしていかなければならない状態であるというふうに思ってますのでね、これはいわゆる投資が必要なものがあれば、ほかのものを減らしていくという、こういう形で、今後は取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこでですね、次に実質、起債にかかわって実質公債比率ですね、これは16.7というのを21年度に言われました。これが、今後も、公債費がふえていくというのが、先ほど言いましたとおりなんで、こういう中で、交付税が7億円から8億円減ることになりますと、これは21年度の経常収支の収入のほうの資料26ページに、今回つけていただいております。48億円の交付税で43億円が、いわゆる経常的な形で参入されてくると、この中で7億円、8億円も減るので、減るんでしょうね、多分。

そうするとですね、現状のままでも実質公債費比率が、これだけで上がることになるのではないかと考えるんですが、こういう21年度、16.7%はいいんですが、本来、合併した町の基準財政から見て、これがどこまで上がるのか、18%超えると起債の制限がかかります、制限といいますか、許可が要るようになりますよね。

京丹後市ではですね、18%にぎりぎり17%台を推移していますが、京丹後市でさえ起債が減らされておるんですね、30億円ぐらい。そういう点から見ても21年度のやり方そのものではなく、さらにシビアに見直す必要があるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ご指摘のとおり、やはり15年たちますと7億円、8億円という交付税が減らされてくると、そういう中で、やはり実質公債費比率等を計算する上においては、当然影響がしてくるわけでございます。ですから、今のままでいくと相当上がるということでございますので、それにならないために、今から起債を減らすだとか、もちろんこれ7億円、8億円というものを捻出していこうと思えば、公債費だけではないと。公債費も当然見直しをせんなんということでございますけれども、それは公債費に限定せずに、それもするんですけれども、いわゆる与謝野町の歳出そのものについてメスを入れていく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 前回は指摘しましたが、経常収支比率に影響のあるものとして人件費と、それから人件費と同じぐらい公債費が影響しているという、23%台ですね、どちらも、ということなんでね、まさに人件費だけでは解決しない。この起債、公債費を、どれだけ減らすということがなければ経常収支も解決しないと、さらに言えばですね、起債を制限しなければ実質公債費比率がクリアできなくなる。そうすると、起債を制限するという事は、投資的経費を減らすということになりますね。そうすると、当然、経常収支が上がるということになってくるわけですね。だから、単に経常収支の数字だけを追いかけても、これは成り立たなくなる可能性があるのではないかと、前から指摘していますが、思いますが、再度、この21年度決算を見てですね、今後の経常収支、いわゆる起債を制限しなきゃ、行財政改革の年は過ぎてからになるのかもわかりませんが、起債を制限しなければならぬ状況になってくる中での経常収支というのは、そういう傾向になると思いますが、これが異常というよりも、正常な形だろうと思いますが、いかがですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。投資的経費、いわゆる今の状況では一般財源で投資的経費を賄うことはできない。ですから、やろうと思えば、当然、起債の借入れを行うということでございます。ですから、それを縮減していくと、いわゆる臨時的、いわゆる投資的経費が少なくなると、経常的経費がふえていくと、経常収支比率が上がると、そういうようなことの図式になるわけですが、一つならない方法ということは、いわゆる向上的な施策に、いわゆる財政余力を使っていくという考え方ではなしに、その時代、その時代に合った、いわゆる住民のためになる施策、これを例えば1年だけで限定するとか、2年だけで限定するとか、そういったものは経常的経費ではなしに臨時的経費になりますので、その経常収支比率には影響しないということも言えると思えます。ですから、恒常的な補助金だとか、恒常的な施策だとか、そういったものを余り取り込むと、これは経常収支比率が上がってくるということになるだろうと思えます。ですから、そのとき、そのときに必要な施策、これに1年か2年、臨時的に打っていくというのも一つの方法だろうというふうに思えます。

議長（井田義之） 皆さんにお願いをしておきます。

本日の会議、野村議員の質疑が終わりますので、時間延長をいたしますので、あらかじめ申し上げます。

野村議員。

1 番（野村生八） 大変難しい行財政運営が、今後、強いられるだろうということは今の答弁で理解しましたが、これはもう町長も、持続可能な町の基本が安定な行財政運営ということを言われてましたのでね、そういう立場で、もう少し具体的な、いよいよ現実が近づいてきていますので、具体的なことに合わせた形で見通しをつくっていただけたらなというふうに思います。

それで職員数の問題ですが、当町では合併しましたので、そういう形で削減がされてきていますが、全国的には国によって、職員を削減しなさいということが押しつけられてきているわけですね。行政改革推進法ですね、これによって押しつけられて、国は全体で4.6%を、いわゆる17年から22年までに減らしなさいということが言われています。この中で特に、全体は4.6%ですけれども、市町村については、それをさらに上回る8.3%ですかね。8.6%か。いう形で押しつけられてくると、それを達成していかなければ、いろんなペナルティがかけられてくるということになっていくんだろうと思います。こういう形で、行政の職員を、どんどん減らすことが、いかにもいいことだということが推進されてきているわけですね、この間、一貫して。しかし、行政というのは、そもそも何をやるかということ言えば、住民の福祉を向上させ、このために行政は仕事をするわけで、それに対して、予算だけあれば、できるわけじゃなくて、職員がいなければ、職員が働かなければ、その行政サービスは提供できないわけですね、そういう点でいえば、この職員というのがですね、まさに減らせば減らすほどいい町ができるんではなくて、それはやっぱり適正な規模があるということで、まさに、その町にふさわしい職員の数というものがあるだろうということを前から指摘してきました。こういう点で言えば、町長は福祉は人だということも昔、言われたということも一般質問でも取り上げますが、まさに行政も人だろうというふうに思えるんですね。これ町長にお聞きしますが、そういう点で行政の職員というのを、そういう目線でやっぱりしっかりととらえて、持続可能な町の財政と職員、こういうものを見ていく必要があるだろうと私は思いますが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） まさしくその通りだというふうには考えております。先ほど来、出ておりますように、じゃあ適正規模の、この町の職員の人数はということになりますと、やはり一定の、そうしたしぼりとまでは言いませんけれども、やはり標準的な形に持っていく必要があるでしょうし、その中で働いてくれる、仕事をする職員の、これは、数も問題ですけれども質も問題になってくるだろうというふうに考えております。

行政の直接、職員でなくても、ある部分、民間の方にお手伝いをさせていただける部分については、それらも組織を見直したり、あるいは、そうした仕事の中身を見直すことによって、福祉を低下させる、住民に対する福祉を低下させることなく、そうした目的を達成できる方法というものもあるというふうに私は思っております。ですから、住民のサービスを低下させない中で、それぞれ工夫をしながら、どういった形に持っていくかということは、これからのいろんな形での機論が必要だろうというふうに思いますし、それらについては我々だけで考えるのではなく、やはり住民の方たちの意見を聞いたり、あるいは行政改革の皆さん、あるいは総合計画の委員の皆さん、また、それ以上に住民の皆さんの意見を聞きながら、やはりそうした適正だろうと思える方向を探っていくということが大事だろうというふうに思います。

ただ、やみくもにというわけにはいきませんので、やはり示された一つの数字、目標に向かって、やはり努力する必要があるでしょうし、そうした覚悟も必要になってくるというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 国が、この地方に職員削減を押しつけるのは、それによって国の支出を減らすということがありますが、もう一方、職員削減とともに、行政のやってるサービスをどんどん民間にやりなさいと、丸投げしなさいというね、私に言わせれば、そういう形で国の支出を減らすということがこの間、一貫してやられてきました。そういう点で、民間でできることは民間にということが、当町の行財政改革の中にもありますけれども、国がそういう形で言われてきているわけですね、行政の仕事は、先ほど言いました住民福祉向上に向けたいろんな仕事、行政サービスの仕事だろうと思いますが、その内容を大きくくくればですね、いわゆるサービスを低下させない、維持させる。安全なサービスであったり、公平なサービスであったり、安定なために必要だということで行政がやっているサービス、こういうくくりがあるというふうに思いますが、もう一方で、いわゆる、ここで先ほど言いました、民間でもできるサービスを民間に任せないということが言われています。21年度の事業で、いわゆる民間でもできるけれども、行政がやっているんだという、こういうサービスが当町の場合はあるのかどうか。よそではリゾート開発等々ですね、民間がすべきことを行政が巻き込まれてやっているということを盛んにやっていますが、当町では、そういうのはまずないのではないかと考えてますが、民間でできるのに行政がやっている、こういう仕事があるのかどうか、この点について副町長でも、吉田参事でもいいですが、お答えいただけたらというふうに思います。

ちょっと時間が途中になりましたので、それで1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。民間でもできるというとらえ方はいろいろあると思います。これは指定管理者制度にも絡んでくるわけでございますけれども、いわゆる行政が建設をした施設、例えば民間が参入をしてきて、行政が直接、その運営を担うよりも、いわゆるサービス面だとか、そういったところで民間が担ったほうが住民のためによくなると思われるので、これが指定管理者制度の趣旨でございます。

そういう観点から考えると、いわゆる民間を指定管理者と指定して、もちろん指定管理料も、それは確保するという意味でございますけれども、そういった施設はあるのではないだろうかというふうに思っております。

ただ、民間が担うということで、民間がやれば大変もうかるというような施設はちょっとないんじゃないかないうふうに思っておりますけれども、考え方の違いによるところが出てくるかもわかりません。以上でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今の問題から指定管理者制度について次、質問しますので、もう少し具体的に検討をいただきたいと思っております。以上で終わります。

議長（井田義之） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度とどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、明日9月28日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

(延会 午後 5時04分)